

第二十六回 参議院社会労働委員会會議録第三十号

(四四三)

昭和三十三年五月十日(金曜日)午前十一時六分開会

委員の異動

五月九日委員谷口弥三郎君辞任につき、その補欠として野本吉吉君を議長において指名した。
本日委員久保等君及び小西英雄君辞任につき、その補欠として藤原道子君及び紅露みつ君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 榊原 亨君
高野 一夫君
山本 経勝君
早川 慎一君

委員

勝俣 稔君
鈴木 万平君
寺本 廣作君
西岡 ハル君
横山 フク君
片岡 文重君
木下 友敬君
藤田 藤太郎君
藤原 道子君
山下 義信君
奥 むめお君
竹中 恒夫君

政府委員

厚生政務次官 中垣 國男君
厚生大臣官 牛丸 義留君
房総務課長

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
局長 楠本 正康君

参考人

東京食肉商業協同組合理事長 長尾堅太郎君
日本生活協同組合連合会専務理事 中林 貞男君
八幡市議会議員 長野 義夫君
日本労働組合総評議会副議長 塩谷 信雄君
東京商工会議所 高橋 重一君
商工相談所 三巻 秋子君
主編連合 川崎市青会 高橋 八十七君
申告会会長 末木 徹夫君
京都市議會議員 産経時事 和田 進君
論説委員

本日の会議に付した案件

○環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(千葉信君) それでは、ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしました。五月九日付をもって、谷口弥三郎君が辞任され、その後任として、野本吉吉君が選任されました。五月十日付をもって、久保等君、小西英雄君が辞任し、その補欠として、藤原道子君、紅露みつ君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 環境衛生関係営業

業の運営の適正化に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査上の参考にあつて、参考人各位の御出席をお願いいたします。各界の貴重な御意見を拝聴いたすことになっております。

この際、一言ごあいさつ申し上げます。参考人の各位には、お忙がしいところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。これからそれぞれのお立場から御意見を拝聴いたしたいと思っております。この際、十分程度で御意見を御発表願いたいと存じます。短時間でございまして、十分意見を尽していただくことが困難かと存じますが、よろしく御配慮の上、御意見の御発表をお願いいたします。また、関連事項等につきましても御意見がございましたら、あわせて御発表をお願い申し上げます。

次に、委員各位にお諮りいたします。議事の都合上、午前と午後に分けて、午前中予定した参考人の御意見発表が済みましてから御質疑をお願いいたしますと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。それでは参考人の方から御意見の発表をお願いいたします。

まず最初に、東京食肉商業協同組合理事長長尾堅太郎さんをお願いいたします。

長尾さんの御指名を受けました東京食肉商業協同組合の理事長の長尾堅太郎であります。環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案につきまして、業界を代表して、このおそかな席上において意見を発表する機会を与えられましたことを、心から感謝いたします。私の考えを、心から感謝いたします。今までも環境衛生法がありまして、その衛生法に基く食品衛生法、この二つの法律のもとに指導監督を受けて、全国数万の小売業者が営業を営んで参つておるのであります。このたびの環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案が上程されました。所管の厚生省におかれては、戦後、食糧事情の悪化から、国民体位の低下によるものを、国民の体位向上に基くところの精神に基いて、この法律案が所管の当局から出されたものと考えておるわけでござい

ます。そこで、この法案を昨日送付いたしましたので、逐条目を通して参りましたが、何といたしまして、もしやうとでありますので、十分のことが述べられないかも知れませんが、私が食肉に關係を持しましたのは、大正十年からでありまして、大正十年から今日まで三十有余年間、特に小売部門に、その職域に奉仕し、消費者のために御奉公をして参つたのであります。この長い期間のうちに、同業組合法による組合を作つたり、あるいは戦時中は統制組合法による組合を作つたり、戦後、協同組合法による協同

組合を作りましたりして、そうして役員となりまして、二十有余年間、業界のために尽して参つたのでありますけれども、なかなか、そうしたりつばな法律はありまして、幹部として、あるいはまた業者といたしまして、十分に消費者の方々に、組合の力でも申しますか、業者の団結の力の不足でも申しますか、十分なサービスが行き届かなかつた経験を持つておるのであります。ところが、戦後の昭和二十二年に、現行によりまして協同組合法ができ、それに移行いたしましたから、どう申してよろしいのかわかりませんが、まず食肉が激減して、昭和二十二年ころでありまして、ほとんど国民の全世帯に五匁の配給をすれば、日本の畜産はすべてなくなるというふうな貧困な状態であつたのでありますけれども、御案内の通り、当時價格統制法がしかれておりましたので、そうして、特に東京都というふうな、あるいはまた、六大都市というふうなところの大きな消費都市に対しては、食肉の入荷がないために、あるいはその價格に押えられておるために、非常に苦しい思いをして商売をして参つたのであります。その中には價格違反とか、統制違反といふことで、非常に幹部といつたします私どもも、組合員の指導に、あるいはまた、消費者への供給に沿うように、商品店頭並べ立てるといふことに困難をいたして参つたのであります。あるときには、この東京都下

の七十人の支部長さんが、全部価格違反だと言つて警視庁に呼び出しを受けたことさえ、にがい経験があるのではありません。そうしてともかく消費者本位の営業を今日まで続けて参つたことが、私としては、みずから業者の努力によつて今日まで成りきつたものである。当時、昭和二十一年ころは、わずかに五十名そこそこしか、一世帯に牛や馬を持つて、配給、あるいは販売することができなかったものでありましたが、それから今日に至りますれば、すでに年間二貫目以上の食肉が供給できるようになつて参つたのも、これひとえに——もちろん畜産に責任を持たれるところの、畜産行政、農林省畜産局の努力も認められるわけでありまして、いかなる取締りとか、いかなる苦勞をしても、これだけこの食生活の向上をはかるために、消費者にわれわれ数万人の全国小売商人は努力を重ねて参つたのでございませう。そうして今日のように、この国民の、御承知のような食生活の事情改善から、食肉の必要性というものは、もう今日喋々する必要はないと思ひますけれども、戦後道義の類腐とか、あるいは道徳感が薄らいできたとかいうことで、なかなかそれも幹部といつたとしても、業者の方からは適正な協定価格を作つてほしい、消費者の方からはもつと肉を安くしろというふうな、中へ入りまして、ともかく生産状況等、あるいは購買力ににらみ合した価格で、申し合せ価格というふうなものを作りまして配付いたしましたも、二年ほど前でありまして、公正取引委員会に呼び出されまして、君の方の組合では、こういうふうな価格をどう

して作つたのだということ、これが高くも売れないのに、あるいはまた、原価を割つて販売するやうなことがあれば、生産がせつかく徐々に上昇しつゝあるこの生産者に対してよくないといふことから、適正価格、標準価格というものを作つて、あるとき店頭はその看板に掲げたことがあるのであります。そうしたら、申し上げているうちに、これは戦後で、先ほど申しました公正取引委員会の方のおしかりを受けて、その後そういう申し合せ価格のやうなものは、標準価格のやうなものは、出すことさえできなくて困つておつたのであります。

そこで、今まで私が、この法案が上程されて、また、内々新聞等で拝見いたしておりますと、このくらいある程度業者のために力を持つた法律であるならば、これは明らかな販売もでき、あるいは明らかな商売もできるといふことで、非常に歓迎をいたしておるやうなわけでありませう。

そこで、どうしてこの法案の精神にのつとるやうに——これから法案が通過いたしますれば、われわれといつたしましては、直ちにこれの受け入れ態勢の準備を整つておるわけでありませう。繰返すやうでありますけれども、この法案の中にもございませうが、共済事業もできるやうになつた。現在私もこの五十円の月掛けをしておりまして、一軒八万円から十万円の火災保険を同業の力でやつておる。あるいはもし会員が死亡したやうな場合には、これまた八万円から十万円くらいの見舞金が出されるやうな共済事業もやつておるやうなわけでありまして、そういうやうなことも、適正ないわゆる

の会費によつて、適正な見舞金を差しあげることの事業ができるということも、ここの中に、法案の精神に織り込まれておるといふこともその一つであります。

それから店舗の不整と申しましたか、あるいはこの配置の問題、あるいは価格の問題もこの中に含まれておると思ふのであります。まず価格の問題を見てみますと、商人といつたしましては、もう私も三十何年間、直接消費者の第一線に立つて、奥さん方の機微な心理というものを把握しておりましたので、これは現在の肉の価格は、それはもう一流の特選牛であります、百匁、ロースが五百匁も、六百匁もするものがあつた。また、安いものは御案内のやうに、こま切れで現在百匁から百二、三十匁で売られておりますが、これをどうして消費者に満足に販売しようかといふことを深く考えてみますと、非常にこの牛の中には種別が多いのであります。種別も多し関係上、上肉とか、並肉、並肉からロースまでいろいろな区別をして、消費者の満足のいくやうに規格、価格をきめておるのですが、日本のこの畜肉の相場の変動があまりにもむらが大き過ぎる。年間三回、五回でなく、激しいときには十回も十五回も激しい値段の上げ下げがあるために、たとえば百匁でこま切れを売ろうといつてウインドーの中にこま切れ百匁と表示いたしましたも、もとの方が百匁で売れるときに作つたその標準価格が、いつまでも仕入れにおいて違ふなければそれでよろしいのですが、わずかの間に、もとのたとえは骨のついたまま七十匁でこれを仕入れたとしますれば、三日か五日

でこれが七十五匁なり八十匁になるといふやうなわけで、一例にすぎませんけれども、すべて肉の相場の上下があまりにも変動が激しいといふことで、中に入つて、原価の上つたときは小売価格をそのままにして損をして売つておる。下つたときはどうするかと申しますと、下つたときの期間は上つたときの期間しんぼりしておるから、下つたときも期間はそのままやはり値段をきめておく、こういうことは非常に消費者から誤解を受け、あるいはまた、農林省からそういうふうな小売業者は非常に肉が高いなといふことを言われたこともありますけれども、これは大へんな農林省なりのそのおとしやられることは見解の相違と、間違ひであると私もは考へておるわけでありまして、この取引の段階におきまして非常な関係業者もおりますので、数の多い関係業者もおる。相場の変動が激しいといふこと、それからそれらの点をこれは大いに規制しなげやうなと思ひますけれども、不当販売をする——時代がだんだんこれからまた不景氣になつて参りますれば、あるいは国策として物価の低下をはかりとする場合は、消費者としては——いや業者としては、なるべく他の商店よりもたとえ百匁に上つて五匁でも十匁でも安く売りたいのは、これは人情であります。いわけをそういう精神は全業者——小売企業、小売業者の全体の業種を私から見ても、肉屋が一番マージンが少なくて労働が一番よいかかる商売なんでありませう。今日までこういう機会が私どもに与えられなかつたことを非常にみにすけれども、今回この法案が上程

されることによつて、初めてこのヒノキ舞合においてわれわれの事情を先生方の前に述べられるという機会に對しては、私はほんとうに業界のために、消費者のためにいい機会を得られたと信じておるわけでありませう。不当販売をする、安く売らなくちやならぬ、安く売りますと結局規格外の品物を売る、あるいは衛生検査を受けないやうな肉を売る、特にこれはだしいのは、最近に、一昨年と昨年とことしにかけまして、三つの事件を私は取り上げておるのであります。ごく僅少なほんとの〇・一にしかつかないやうな悪徳業者がおるために、信用ある大衆の業者、そして善良な消費者に對して不安を与えておる。というのは、一昨年の肉と知らずに仕入れて販売したという事件が三田警察で取り上げられて、新聞にも大きく取り上げられております。かようなことで、一人悪徳業者がおつたために信用を害する。何でそういうことをしたかといふと、その人のいゝゆる良心によつてきまつたことであると思ひますけれども、これらの点を規制し、あるいは法律で取り締まるというところは、現行法によりまして、私から申し上げるまでもなく、詐欺とか、あるいは詐欺とか、あるいはそのいろいろな取り締まりがあると思ひますけれども、そういう問題が起きまして、今後そういうことのないやうにするには、本法が実施されるに当りますれば、これから新規に開業されるやうな業者は、少くともこれは牛肉である、馬肉ではない、あるいは豚肉と羊の肉の見分け方、こういうものが一定の基準を作りまして教育をして、そしてこの人なれば新規開業し

てもよいという人々に組合なり、あるいは今度かりにこの組合がそれだけの権限が与えられずなれば、組合の認可をもちて新規開店をするという手も打てるのではないかと。そうすればまた、羊頭肉の策を講じて、消費者に規格外の商品を買取るといふようなことのないようにできるのじやないか。あるいはまた、死んだ牛を持つてきて、この乱売のために安く売るといふような悪徳な業者はいなくなるのではないかと。また、この店とこの店は正面に同じ店舗をかがけて、朝夕に同業者であるものがにらみ合つて商売をしなければならぬというふうな現状もございませうが、そういうふうなことも自然解消されていくのではなからうか。この衛生法に基づく店舗の改築の資金にいたしまして、何とか援助の道が得られるのではなからうか。御案内に思ひますけれども、特に終戦後マッカイサー指令と申しますか、それによりまして、当時こちらへ来ておられた人はニッコーさんという衛生部長さんだと心得ておりますけれども、私のところはその当時は、一番最初のモデル店舗であつたのであります。そうしてその方々にも見ていただきましたけれども、これならばまず初期における東京の小売業者としての店舗の衛生設備としてはよろしかろうというところをスタッフを押さえて、全国の各地方から家の個人の店を見学もしていただいたわけでありませうが、だんだん厚生省あるいは東京都の衛生局の方からまだ新しい法律に基づく店舗を開始ができたので、資金がないということから莫大な金を融資を受けて、食品衛生法に基づく諸施設を完備しなければ、魚屋さん、干物屋さん、いわゆる干物等を売つておる店でも同じようにやらなければならぬのですが、特に肉は外国で御案内のように重要食品でありますので、この東京におきまして、全国において小売商は環境衛生法にのっとつて一番最初協力をした団体であり、業者であるのであります。このことは特に私は強調いたします。そうして今なお資金が不足のために、不十分な施設の店舗もないとは限らないのであります。そういう場合にこの法案ができ上りますれば、資金のあつせんを受けて、環境衛生にふさわしいところの店舗の改築もできていくと、そうしてまた、仕入れ資金においてもよりよきものを安く仕入れて、安く販売ができるといふように考へておるわけでありませう。現在どういふふうな取引状態を行なつておられますかと、地方に行きまして、その生きた牛なら牛を取引する場合には、あらかじめ上質と中質と並質というものが価格表示をして、そうしてせりで取引されているところも、あるいは話し合ひで取引されているところもありませうけれども、生体から枝肉になるまでの段階はなかなかあと中間の仲買——博労さんと申しますか、そういう業者がおつて持つてくるのであります。枝肉から小売店舗の配給段階になりますと、価格の規制も品質の格差もつけずに、この長年の商習慣によるところの取引で間違ひのない取引を行つておるのであります。すけれども、それでも、中に同じ仕入れで、同じ価格で販売しておつたのでは商売にならないから、いい品物を——悪い物を仕入れて、そうして販売すると

いうようなごく少数の人たちを抑制することでもできる、そうしてこういふことのほかに、店舗の距離とか、あるいは価格の問題でもありませうけれども、日本の今の畜肉の事情からいいますと、これ以上、現在以上安く売るといふことはできないのです。ですから、その農林省においてはこれはほとんどどんとどんと生産を増進して、そうして市場に流していただければ、この法案が通過すれば、完全に消費者の方々もこれなら価格はよからう、これを厚生省を中心とした審議会にはかつて、そうしてこれなら、適正な商品である、特に環境衛生と食肉とは先ほど来申し上げておりますけれども、この小売店舗に衛生監督に來られる方はみんな獣医さんであります。そうして獣医さんは食肉の肉質も、鮮度の工合もよく御案内になつておられるので、そうしてこれを店舗で見ても、これはかりに百五十円で売られておる、この肉質ならば適当だ、この肉質は少し高いのじやないかというふうなことも、月に三回、四回と各小売店舗を回つておられますので、こういう点においても非常に合理的によく運営ができていくのではないかと申すのであります。

そこで、アメリカのように、生きた牛でも、枝肉になつたものでも、全部、まだ行つてきたばかりでありますけれども、買付がしてありまして、その買付によるものが全部小売にも仲買にも回つておるのであります。そうしたことでもできるのではなからうかと考へておるのであります。この全国の小売業者、食肉業者は今いろいろ、中小企業団体等法律案というふうなもの

は可決されたのでありますけれども、その中小企業の立場におる私どもでありますけれども、それ以上の、環境衛生適正化の法律案は、食肉に關する限りはもう絶対、その中小企業団体法よりも一番必要であり、このことが実施されなければ、ほんとにわれわれ業者ばかりでなく、消費者の方々もほんとに困るのではないかと、このことを考へておるわけでありませう。

私は先ほど委員長さんから、午前中の分で時間は二十分ということでございますので、もう時間が経過しつつあるやうですが、他の参考人の人からいへるやうに食肉に關するお話が出ました場合に、私はぜひ、その御意見を對して答へることも、また、間違つた考へを持つておられれば、その間違ひに對する意見も述べたいと存じております。従つて、私の申し上げることはまだたくさんありますので、留保しておきまして、この時間の實めを私は終らしていただきます。

○委員長(千葉信男) どうも御苦勞さへでした。

○委員長(千葉信男) それでは、次に、日本生活協同組合連合会事務理事中林貞男君にお願いいたします。

○参考人(中林貞男) 私たたいま御紹介を受けた日本生活協同組合連合会の中林です。私たち生活協同組合の運動は、消費者、特に家庭の台所を守るという立場です。運動をやつておるわけでありませう。そういうような立場からこの法律案をいろいろと検討をさせていただいたわけでございませう。私たちもちろん特にこれに出ておりますところの七業者というふうな

ものについての衛生的な措置というふうなことの必要なことは、これは十分わかるし、そういうふうな点については、国民生活の確保という見地から、十分私たちは政府において御配慮をいただきたいというふうに考へるわけではあります。

それからまた、この環境衛生關係の七業者が、概して中小企業だといふやうな見地に立つて、その中小企業の経営の確保といふことの必要であるといふことも、私たち十分承するわけでございます。私たちは、日本のやうなところにおいて、何といつても中小企業の育成振興といふことは、私たちはやはりこれは国民一人一人として反對するものではなく、そのことの必要なことも私たちは十分承するわけでございます。しかしながら、そういうやうな前提に立つてその法律の内容を少しく私たち検討してみますと、今度のこの法律の立法の仕方、立て方、その内容といふやうなものを見ますと、これはやはり大きな資本を中心として、このやうな七業者にもカルテル化の傾向を促進していくといふことになるのじやないか、そうしてその結果は、結局価格の引き上げといふことになつて、家庭の消費生活を非常にこれは圧迫してくるというところになるのじやないか。そういうやうな点に立つて私たちが、こういうやうな、前段に申し上げたことは、十分考へなくてはならぬが、このやうな法律の立て方、内容といふものに対しては、私たちは反對せざるを得ないというわけでございませう。

特にこの七業者の扱い方については、中小企業安定法の立法のときに

も、適用問題が論議になりましたときに、なかなかむずかしい問題がたぐさんあるということで、これは適用除外になったのじゃないかという工合に、私は当時の立法の経過を考えているわけでございます。

それから、参議院の先生方に私特にお願ひしたいと思ひますのは、衆議院でこの立法がなされますときに、非常に短期間にこれが無理をしてやられた、そういうような過程において、消費者なり、多くの人の意見を聞く機会を全然お持ちいただけなかった。きょうのようなこゝろいふ公聴会のようなものをお開きいただきまして、あらゆる方面からのこの法律に対する意見というものを十分聞いていただきたかった。にもかかわらず、そういうことが全然なされなかった。特にこれが国民生活に重要な関係があるものであれば、なおさら国会においては、そういうような御配慮が私は衆議院において、立法の過程において必要じゃなかったか。にもかかわらず、そのような配慮が全然なされなかった。そのような、非常に短期間でこの法律をお作りになったという点から、内容を見ましても、いろいろの点についてたくさんな矛盾を持っておるといふふうに私は考えまして、従つて、そういうような点につきまして、参議院において、世間では参議院の良識という工合に参議院における審議を非常に信頼しているわけでございます。参議院の諸先生方のそういうお立場に立つての私は、十分なる御検討をお願いしたいという工合に考えるわけでございます。

特に先般、衆議院において中小企業

団体の組織に関する法律というものが通過して、参議院の方に回つて参つていふところの参議院の方には、それとこの法律というものは非常に関連をたぐさん持つてゐる。特にこの環境衛生法の内容を私読ましていただきまして、そしてこれは衛生措置の必要といふことが大きくわかれてゐるのを見て、参議院の方では、法律の内容を見ますと、経済立法であるといふふうな色彩を非常にたぐさん持つてゐるのじゃないか。私、昨晩もこの公衆浴場法なり、あるいは旅館業法、食品衛生法というものをちょっと読んでみたのでございまして、衛生措置に関するいろいろのことは、これらの法律にいろいろと規定されてゐるわけでございます。ところが、それでは十分だといふことで、今度のこの法律が出たのだらうと思ひますけれども、今度の法律の内容は、むしろそういうことよりも、何と申しますか、過当競争防止のためのいろいろの措置をしていくといふところに重点があるように私見受けまします。そうしますと、今出ておりましたところの中小企業団体組織法との関連はどうなるのかと、また、内容においても法律の立て方なり、この条文というものを比較してみますと、同じ国会において同じ過当競争防止の法律であるにもかかわらず、いろいろな違つてゐる点がたくさんあります。矛盾してゐる点もあるわけでございます。そういうような点について、私はいろいろとものごと十分検討してみることがあるんじゃないか。そしてより基本的には現在の日本においてなぜ中小企業が成り立たないのか、なぜ過当競争が行われてゐるのか、そういうような点につ

いて国会においてはもっとメスを入れていただいて、そのような過当競争の根本的な原因をどうしてなくするのかが、そして中小企業の安定をはかるのかというふうな見地から私は十分御検討願ひなうかがひたいのではないだらうか、そういうふうな立場から私はこの法律に反対せざるを得ないといふ工合でございます。

ここに具体的に少し申し上げますならば、この国会の方からお尋ねになつてゐることも幾つかあるわけでございますが、ほとんどはそれに関連をしまして私申し上げたいと思ひます。そのうち、特に今度のこの立法は、その過当競争——なぜ中小企業が非常に苦しいかという根本的な原因に目をとおつて、それに対する解決の努力をなさすして、ただ法律の力によつていふなんものを規制していきこうとする、そこに非常に権力的な色彩が私は非常に強く出てゐるというふうに考えます。特にこの法律の六十一條に、厚生大臣がこの組合の役員を解任できるという規定があります。それからまた六十二條に、組合に対する解散命令を出すことができるようになってゐるのでございまして、私は戦後のいろいろな立法において、役員の一——こゝろいふ団体の役員を解任とか、解散とかというふうな問題については、いろいろなクツシヨンが私は入つてゐると思ひます。職員の組合を与えるだとか、あるいはこの組合があるかという理由を述べざるの法律においてなつておられます。それが民主的な戦後の立法の特徴だらうと思ひます。にもかかわらず、この立法においては、そういうようなことが

非常に簡単に取り扱われてゐる。そしてこゝろいふような形で私はこの組合に対する解散命令、あるいは役員を解任ということが簡単になされるということであるならば、私はそこに非常に行政権——権力の介入があるといふことが非常に深く出てくる、そして特に地方においては、知事の選挙といふような、知事の公選といふようなものから見て、これが地方の権力なりいふものなものと結びついてこれがやられて、ボスの力が支配下に置かれる危険性が私は非常に強いといふふうに考えます。特に問題になると思ひます。これは、このそれぞれの業種について一都道府県に一組合といふことになつておつた、それぞれの業種に一つだとなつておられます。そういう工合に、組合が一つであり、そして連合会が全国で一つだといふような形であつて、しかもそれがこゝろいふような形で作られるといふ点については私は絶対反対だといふことを申し上げたい。そういうような形は私は戦後のこゝろいふ——これは中小企業者の民主的な自主的な組織の育成だといふことの看板をかけたが、そういうような一つの権力的なものが残されてゐると、これはこの業界においてどういふ立場に立たれようとも、こゝろいふようなことに対しては皆さん御反対じゃないかといふふうに私は考えるわけでございます。特に、私は一つの例を申し上げますが、この四、五年前に、ある県で、床屋さんでございまして、これは生活協同組合、あるいは労働組合、あるいは婦人団体で、床屋さんとか、あるいはパーマをやつておりました。ところが、その一

般の業界の床屋さんか、パーマの値段が非常に高いといふような点から、生活協同組合なりあるいは労働組合、婦人団体その他、この非営利の団体が自主的にこゝろいふものをやつてゐるわけでございますが、ところが、その組合に床さんさんの組合にどうして入れ、入らなければ衛生材料の配給をしてやらない、あるいはまた、その床さんとかパーマとかいふものについては技術の講習があるわけでございます。県の補助を得て技術の講習をやるときに、その講習会に出席させないだとか、あるいは技術をみがく機会を与えないといふようなことで、労働組合なり、生活協同組合、婦人団体でやつてゐる人たちがはげば値段を消費者のために安くするが、しかしながら、実際問題としてはやつていけないやうにいろいろに圧迫を受けたわけでございます。私はそのときその県に行きまして、床屋さんたちのそういう集まりに私呼ばれて、どうしてわれわれはやつていったらいいのかわからない相談を受けて、私はちょうど県の——県労働組合の議長を県の職員組合の委員長が議長をしておいでになつて、その方が衛生関係に非常に明るい方でございますから、その方たちと相談をして、県の衛生部長に申し上げて、そういう非営利の床屋さんたちの一つの組合を別途に作つて、そして衛生材料の配給なり、あるいは講習をやるときに参加させるというやうな形をぜひとつたらどうかといふことをみんな相談をしまして、そして県では、そういうこともこゝろいふときには必要だ、やはり複数にしてそういうことを

とでなしに、非常にまじめにやっている生活協同組合ですが、そこにそういうことで氷の値段を、これは戦争中においてはそういうことを強制されてプール制をやられて非常に困ったわけでございますが、戦後いろんなものが

自由になつてから、その生活協同組合では、非常に夏の、暑くなつて氷の値段がどんどんつり上げられるときに、生活協同組合は、そういう投機的に氷の値段をつり上げないということ で非常な信頼を受けているわけでござ います。にもかかわらず、今度こうい うような組合ができた場合において は、氷の値段は不当につり上げられて いくということに必然的にならざるを 得ないのではないかと、いう工合に考へ ます。

それからまた、せんだつて私の方で全国の役員会をやりましたときに、この問題で非常に、福岡、北海道の炭鉱地帯の生活協同組合の諸君が出てきて、もうすでに、これができたらパーマとか床屋の値段は上げなちやならない、そうしたら、もしも値段を上げなかつたら、おれたちの方からこういふ工合に會うんだということで、いろいろのことをそこへ言つて参つたわけでございます。従つて、福岡、北海道の炭鉱地帯の生活協同組合の諸君は、

この法律が出たらとんでもないことになるということ、絶対反対だということ、中央ががんばってもらいいたこと、みんなで非常に切実に訴えてきておる。そうして、もうすでに床屋とかパーマの業界では、いろいろなそういう値段についての協定の値段をするための準備をしているといふこと

こととございいます。すでにそういうような、この法律が国会を通るだろうというところを前提として、そういうふうないろいろなものの値段がつり上げられようとしている。そうしてこの七業種は、すべて家庭生活、主婦なり多くの大衆の生活に密接な関係のある業種ばかりでございます。従って、そういうような点を私はいろいろ考えますと、参議院においても十分お考えをいただかなくちゃいけないのではないだろうか、そうして、特にこういうような形で一つの組合、いろんな形で統制されて参りました場合に、やはり消費者へのサービス、自由な競争というものがあることによって消費者へのサービスということも行われるわけでございます。そういうような点から言つても、こういう画一的な統制立法ということは、消費者の立場から言つて私は反対せざるを得ないという工合に考えるわけでございます。そうして、この法律でこういうような規定をやる場合において、諮問委員会を設ける、あるいはまた、六十三条で利用、消費者の声を聞くということになつております。しかし、ただ消費者や利用者の声を聞くということであつて、ただ聞きおくということでは、それではこの条文は何の効果も実際上はないのじやないか。ただそういう消費者に対するカムフラージュをした条文に私はすぎない、そういう結果になるのじやないかというふうに考えるのでござい

ます。環境衛生法に直接関連をいたしていることについて、まだいろいろと申し上げたいことはあるのでございいます。おまな点は大体以上のようなことと

でございいます。最後に、生活協同組合と小売との関係、生活協同組合についての御質問が出ていますのでございいます。きょうの参考人の中で、私は生活協同組合の代表でございいますので、この問題について特に簡単に申し上げておかななくちゃいけないと思ひますので、環境衛生法に關する私の意見は以上にして、最後の点について申し上げたいと思ひますが、私たちは非常に世間では必要以上に誤解されてい

る。私たち生活協同組合は、決して小売商人と対立するとか、あるいは小売商人がなくなつてもいいとか、つぶれてもいいというふうなことは毛頭考えておりません。私たちは、生活協同組合と小売業というものは、消費者のためにフェアな競争をする。これは商人同士でも激しい競争をしているわけでございます。私たち生活協同組合も、やはり商人同士の競争と同じく、商人の人たちと生活協同組合はフェアな競争をしていく。そうして、結論的には消費者のためになるというところでございいます。ところが、その点について、この生活協同組合と消費者が、生活協同組合と小売のそういう競争というところは、私はこれはイギリスにしても、スエーデン、ノルウェー、どこに

したつてみんな生活協同組合はあるわけでございます。ヨーロッパにおいては、生活必需品、特に食糧品などについては、大体小売総額の二〇％から四四、五五は生活協同組合が取り扱っているわけでございます。日本においては、生活協同組合は小売総額の〇・八％しかの取扱量を現在まだ持つていないのでございいます。そうして、にもかかわらず、なぜ生活協同組合と小売商人のことがいろいろ言われるか。これはむしろ現在の政府の商業政策の貧困から私にきておる。と申しますのは、過当競争で中小企業が成り立たないということがよく言われるのでございいます。東京においては、十五世帯に一軒ずつ商店があるわけです。山形においては、十世帯に一つずつ、問題によりなります。米子においては、七世帯に一つずつ商店がある。そういうように、非常に商人が多いのでございいます。なぜそういう商人が多いのか、この問題を解決せずして中小企業の問題は解決しない。そうして、にもかかわらず、政府は経済五年計画において、昭和三十五年までに現在でもなお多いと言われている商人を二四％ふやすという計画を立てているわけでございます。そうして、昭和三十五年までに商業人口を七百九十八万人にするというふうに言っているのでございいます。そして、このことは、労働省が出しておりますところの労働白書というふうなものを見まして、失業者は、大企業と第一次産業部門というふうなところには、ほとんど臨時工とか社外工とかいうような形で吸収されていて、ほんとうの就業としては、サービス業と商業部門にしかふえていないわけでございます。このことは、つまり、商業人口というものが失業者のプールに現在されているわけでございます。このことをやはり基本的

に解決する必要があります。さらにもう一つは、現在の商業界というものは、やはり、大きな資本ないしは独占資本の圧迫で商人はきつりきつりとしていて、いわゆるデパートの進出、あるいはまた、大きなメーカー、一流メーカーは全部、各府県、各都市に販売網を持つております。いわゆる独占メーカーのそういう販路組織、最近交通機関とまた独占メーカーとがタイアップして、ターミナル・デパートというものを作つております。銀座の町を私たち歩いてみても、私たち学生時代はいろんな商店がたくさんありました。ところが、銀座の町を歩いてみますと、いわゆる大紡績会社のサービス店が軒並み並んでいるというのが現在の姿です。いわゆる商人は上からは大きな資本のそういう圧迫と、下においては失業者をどんどん流し込まれる、ここに今日の中小商業問題の根本がある。この問題を解決せずして、ただ法律で規制していろんなことをやつて

協同組合の最賃制の問題とか、そういうような問題とはんどうに取り組んで、やはり国会において、日本の福祉国家をどうして作り上げるかという問題と、私はあわせてお考えをいただきたいという工合に考えているわけでございます。

どうも失礼しました。

○委員長(千葉信憲) 御苦労さんでした。

○委員長(千葉信憲) それでは、次に、八幡市議会議員長野義夫君にお願いいたします。

○参考人(長野義夫君) ただいま御紹介にあずかりました八幡市の小売商業協同組合の理事長をいたしております。八幡市議会に議席を持っております長野でございます。

このたび環境衛生関係営業の運営の適正化に關します法律につきまして、少しく意見を申し述べたく存するのであります。

この法律の対象の業種として定められております食肉、氷雪販売業などのことにつきましては、実は衆議院を先般通過いたしました中小企業団体の法のこととも関連をいたしまして、私は重大な関心を持っておるものであります。

で、環境衛生関係の営業は、衛生基準を定めてまでも従来からその指導、監督、取締りの対象となっております。また、国民の日常生活に身近な重要な営業でございます。これらの不当な利己的な競争の激化は、不合理、不健全な事態を招来するおそれが多分にあるのであります。しかしながら、私が申し上げようとしております生活協同組合並びに購買会などで、食肉や氷雪の販売またはクリーニング業

などを営んでおります例が大へん多いのであります。この場合に、先般の中小企業団体の法におきましては、これら生活協同組合に購買会は団体交渉の相手から一応除外せられておりますが、そういたしまして、このたびのこの環境衛生関係営業のこの法律は、生協や購買会などの食肉、氷雪販売あるいはクリーニングなどに対しては、法の趣旨を生かして拘束せられようとするのか、またはこの法律からいいます、生協、購買会は除外されるのじゃないかという一つの懸念を私は持つておるのであります。もしそうにでもなると、中小企業団体の法の中の団体交渉からも、また、この法律からも除外されるということになると、これは中小企業ないし零細業者全体の問題になりますので、私はここで生協並びに大工場、大会社の福利施設といわれたい購買会の実態とわれわれ零細小売業者との関係について少し申し上げてみたい、かように存するのであります。

私は北九州に生まれて、子供のときから生活をいたしておるのであります。主として北九州地区の生協並びに購買会のことを中心に申し上げます。

現在重工業の中心であります八幡市の生協並びに購買会は、八幡製鉄所の福利施設である購買会が市内に十三カ所、安川電機機の購買部が四カ所、小野田セメント、黒崎窯業、三菱化成の牧山工場、三菱セメント、その他国鉄の物資部の配給、こういったものを合計いたしますと、二十六カ所の生協並びに購買会が八幡全地域にわたります。しか

も鉄筋コンクリートのデパート然としたりつばな様相を呈して販売業を営んでおるのであります。隣接の戸畑市におきましては、八幡製鉄所が三カ所、その他日本水産、旭硝子、日立製作、鉄道配給所、明治製菓などのものが合計八カ所、その他小倉、門司、若松、その他を総合いたしますと、北九州の五大都市だけで数十カ所の生協並びに大工場、会社の福利施設である購買会が存立いたしております。その取扱物品を見ますと、衣料品におきましては、一々申し上げるのは煩雑であります。洋品、雑貨、袋物、洋服、呉服、服地、毛糸類から帽子類、靴は革製からゴム製、その他各種のげた、はきもの、せった、食糧品は米、みそ、しょうゆ、油、塩、砂糖、食肉、氷雪、アイスクリーム、ソフトクリーム、とうふから、乾物からすべての食料品、化粧品、薬品は申すに及ばず、特に薬品におきましては何の必要があるか知らぬけれども、ペニシリンとかクロロマイセチンなど抗生物質や、注射薬、工業薬品まで取り扱っております。家庭用の金物もすべてのもを持ってあります。陶磁器、かき、あるいは酒はもちろんであります。ウイスキーからシナの酒まで取り扱っております。燃料もすべて、文房具、雑誌、書籍、時計から始めね、ラジオ、カメラ、すべてのものを扱っております。むしろ生協、購買会が北九州で取り扱っていないものを採集した方が早わかりであります。扱っていないものというところ、機械の部分品ぐらいは扱っていないというふうに私たちは考えるのであります。これらの生協、購買会がどういうふう利用されてお

りますかと申しますと、市内を先般私は調査いたしましたのであります。ある学校区内千九百三十八戸を対象にして、食糧台帳などによる無差別の抽出法によつて調査いたしましたところ、その校区内では、購買会が物を買つて利用しておる者の約四〇％がその会社の従業員であり、あとの六〇％は全くの従業員外の部外者である。なお最近、戸畑市の高等学校の社会科の生徒を使ひまして、社会科教育の一端として戸畑市の状況を調査いたしますと、ある校区の中に住んでおる人々の中の一％が鉄道の購買会で物を買つておりますが、その一％の中には、実際の鉄道従業員はわずかに一・八％にすぎないという数字が事実現れております。これを利用しておるかというところが、よくその数字でわかるのであります。すなわち、久留米市におきましては、ゴムの生協を中心とした地域の生協、あるいは大牟田市の三井関係を主体とする生協、購買会、あるいは北九州の各地における生協並びに購買会は、員外者の利用が公々然と行われおるものであります。私たちは生活協同組合の擁護のために、この生協に対しては、生活協同組合法第十二条の三項に基づきます員外利用の禁止の条項、あるいはまた会社、工場の購買会に對しては、部外者禁止の法的根拠はないと思ひますけれども、従業員に対する実質資金の向上、福利厚生施設としての趣旨に基いて部外者の利用禁止の発行されまうに、再三再四陳情、話し合い、交渉等を繰り返して参つたのでありますけれども、八幡製鉄所に対しては十数年間これで

交渉いたしておりますが、その当座は入口に一応員外者を禁止するという札を掲げ、また、祈明書の提出を求めることがございますけれども、これは二、三週間後からはまたまたもの通りになつて、さらに大々的な宣伝をや、マネキンを使う、アドバリンを使い、ビラを張る、こういうふうにして員外者歓迎の姿が再び現れるのであります。私たちの力では、どうもこれら大会社、工場の力に對抗できないのであります。御参考、北九州の生協並びに購買会で完つておる品物の価格というものを申し上げたいのであります。時間がございませぬので省略いたします。大体市価、これは市価と申しまして競争価格でありますから、ある程度現在商業を営んでおりますものは二割ないし三割の正当利潤で営んでおるのであります。その二割ないし三割引の価格で販売される、しかもそれが員外者に十分利用されておるといふ状況でございます。これがために市内の業者の受けする打撃は多大なものであります。むしろ深刻でありまして、このまま進みますと突におさるべき結果になる、かように私は存するのであります。

北九州におきまして昭和二十八年の調査によりますと、これはちょうど独占禁止法の改正當時でございましたが、北九州地方にありまして化粧品店の数が三百九十一店であったのでございます。ところが、今日昭和三十三年四月の調査によりますと、その四五％、すなわち、現在百七十三店に激減いたして参つております。すなわち、昭和二十八年のときの五五％の二百十八店は気の毒な倒産、転業、廃業となつて

現われてきておるのであります。

なお、薬品販売の店におきましては、都市の全国平均一店当りの人口は、大体二千三百人という平均数字が出ております。つまり薬局においては二千三百人の人口があればそれは存立する数字であります。この北九州地方各市、あるいは大牟田、筑豊地方を見ますと、はるかに高くて、若松市、八幡市や筑豊地方は一店当り四千七百、四千五百人、三千八百人、そういう高い人口をかかえなければその店はやっていけないという数字が明らかに出ておるのであります。

生協並びに購買会の員外者利用によりまする最も打撃を受けました者は、化粧品であるとかあるいは医薬品の販売をいたしております業者であります。業者も極力サービスに努めまして、顧客に對しましては、最も親切に、生協、購買会では得られないほどの商品知識を十分に持つて、最もよいしかも最も適切な治療方法を教へ、最良の薬品を推薦するのであります。患者はその方法と説明は承りますが、それを行つて買つたというのが今日の事情であります。

生協活動の盛んな米子市を調査いたしますと、ここ三年間に卸業者の倒産されたものがずいぶん多いのであります。小売業者はその売り上げが約三分の一に激減いたしております。

私はここで妙な話を一、二申し上げたいのであります。たとえば私は先般あるところで申し上げました——われわれは教育を受けて、そしてその教育を受けたことを実際の社会に実行するように教わつた。しかしながら、固

の法律は、その教育を受けたことを実行するなというふうに教えておるよう。これを卑近な言葉で申しますと、教への道にそむけよと國の規定は示すなり。かりに薬科大学なら薬科大学で教育を受けて薬学を十分におさめて、そしてこういふものに對してはこういふものが適切であるというそれに対する治療方法をよく調べて、最も優秀なものを最も低廉な価格で患者に推薦するのが義務であります。しかしながら、生協、購買会を員外の人利用されるということであれば、しかも同じ商品が同じに包装され、同じマークで同じ定価であるものが片方は百円で売られ、片方は七十五円で売られるならば、それを同じ商品としてどうしてわれわれは売れましようか。たとえばここで一つの名前をあげては、おこがましいのですが、申し上げますと、薬品では三共、武田、塩野義という一流製品は、大学教授以上のりっぱな方が研究されたりつばな商品だと考えております。われわれはこういふものを推薦して、そしてこれを適切に与えるのが本旨だと思ひますが、そういふものを売つていたのでは、生協、購買会では安く売られたのではわれわれはやつていけないので、そういうものより劣る、また、それより少し利益があるものを推薦せざるを得ないというジレンマに陥らざるを得ないのが今日の事情であります。私たち考えますのに、生協並びに購買会には必ずしも全般的にわたつて優良品を廉価で販売しておるとは思つておりません。しかしながら、化粧品、薬品以外の品物は、一般の人々には商品の優劣は最近はなかなか判定しにくいのであります。一般市中の

商人はそういうところをねらつて辛うじて小売店を営んでおる状況だと思ひますが、化粧品、薬品に限つては一定の包装とマークと定価によつて人々のそれを信用して購入しておる以上、生協、購買会はいわゆるおとり販売の役を果しておると思へざるを得ないのであります。

独禁法第二十四条の二の再販売価格維持契約に関する拘束規定からも生協は十一団体として除外され、また、中小企業団体法交渉の相手からも除外される、もしこの環境衛生関係の營業に關する法律からも除外されるというところがありとすれば、一体どうなるかというところをわれわれは心配するのであります。私たちは、生活協同組合の意義と、あるいは大会社、工場、福利厚生施設の施設としましての購買会の意義は十分存じております。また、理解もいたしております。よく協力したいと考えております。しかし、もし日本における小売商業というものの存在が否定せられないならば、われわれ零細業者は正しい税金を払つて妻を養ひ、子供を教育していくためには正当な利益を得なければならぬと考えるのでござい。国税庁は私たちの利益を大体二割三分、こういふように見ておるよりであります。私たちは売値に對して二割ないし三割の利益を得て販売するのであります。生協、購買会には約二割引きないし三割引きの値段で販売する以上、どうしてもこれに追従するわけにはいかない。大資本の圧迫によりまして、中小企業がだんだん零細化していくことであらば、現在の零細業者は生協、購買会の繁榮によつて倒産、消滅していくのみで

ある、こう想像されるのであります。生協には法律に基く保護育成があり、大工場、会社もまた保護されている。それらの従業員は会社から保護されると同時に、また、労働法によつても十分保護育成されております。しかしながら、ひとり零細小売業者のみが何らの保護規定もなく、家族とともに朝早くから夜遅くまで働きながら消滅の一途をたどる状況であります。昭和三十一年に日本商工会議所から各地の商工会議所に對して、生協、購買会に關する意見書の提出を求められましたとき、八幡の商工会議所からこういふ意見書が出ております。それは小売業者側の要望といたしまして、商業者の要望を要約すると、結局員外者の利用を禁止する、これが第一。取扱商品を生必需品に限定して、景品付大売出し、あるいはマネキンを使つたり、あるいはビラをまいたりする積極的な販売行為は禁止すべきである。特に化粧品、化粧品の業者に對しては、その販賣品の専門的な特殊性にかんがみて、家庭用品を中心とした一般的なものに限定すべきである。また、八幡の場合、これは特別な場合であります。市全市民三十万の約六〇％は大会社、大工場に關係のある人たちであります。そういう特殊な地域の商業者の税は軽減すべきである。こういふような結論を八幡商工会議所から日本商工会議所に出しておる事実もござい。私が最後に申し上げたいのは、生協、購買会が中小企業団体法の団体交渉から除外されるということは、どうしてもふに落ちない。二番は、生協、購買会には不必要と思はれます。いろいろな積極的な宣伝売り出し方法は私は禁止すべきである、こう考える。その他、取扱品目を生活必需品に限定せられていたきたい。特に、医薬品は家庭医薬品を中心として数十種類に限定すべきであること、員外者の利用をさうに強い法律でもつてこれを具体的に禁止していただくことは最も適切である、かように考えるのであります。今日、この公述におきまして、関連の事項のことに關しまして私の意見を述べました。

○委員長(千葉信吾) それでは、次に、日本労働組合総評議会福祉対策部長塩谷信雄君。

○参事(塩谷信雄君) 総評は、この問題は、日常生活に非常に重大な關係を持つてゐる物価と料金の値上げを招くだろう、こういう消費者と利用者という立場から、いま一つは、關係の七業種に働いておられます従業員諸君の利益を守らなければならぬという立場、いま一つは、この七業種の中に含まれるであろう零細な企業者にはこの法案は決してプラスになるものではないだろう、こう考える立場から、この法案に遺憾ながら反対をいたしたいと存じます。

私はこういふ席上で中小企業者の皆さんと、その利害について相反するようないふ公述をしなければならぬことを大へん遺憾に思ふのであります。今日、中小企業者の問題については、総評もすでに三、四年來非常に力を入れてこの振興のために努力をいたしている最中であり。それにもかかわらず、

ある、こう想像されるのであります。生協には法律に基く保護育成があり、大工場、会社もまた保護されている。それらの従業員は会社から保護されると同時に、また、労働法によつても十分保護育成されております。しかしながら、ひとり零細小売業者のみが何らの保護規定もなく、家族とともに朝早くから夜遅くまで働きながら消滅の一途をたどる状況であります。昭和三十一年に日本商工会議所から各地の商工会議所に對して、生協、購買会に關する意見書の提出を求められましたとき、八幡の商工会議所からこういふ意見書が出ております。それは小売業者側の要望といたしまして、商業者の要望を要約すると、結局員外者の利用を禁止する、これが第一。取扱商品を生必需品に限定して、景品付大売出し、あるいはマネキンを使つたり、あるいはビラをまいたりする積極的な販売行為は禁止すべきである。特に化粧品、化粧品の業者に對しては、その販賣品の専門的な特殊性にかんがみて、家庭用品を中心とした一般的なものに限定すべきである。また、八幡の場合、これは特別な場合であります。市全市民三十万の約六〇％は大会社、大工場に關係のある人たちであります。そういう特殊な地域の商業者の税は軽減すべきである。こういふような結論を八幡商工会議所から日本商工会議所に出しておる事実もござい。私が最後に申し上げたいのは、生協、購買会が中小企業団体法の団体交渉から除外されるということは、どうしてもふに落ちない。二番は、生協、購買会には不必要と思はれます。いろいろな積極的な宣伝売り出し方法は私は禁止すべきである、こう考える。その他、取扱品目を生活必需品に限定せられていたきたい。特に、医薬品は家庭医薬品を中心として数十種類に限定すべきであること、員外者の利用をさうに強い法律でもつてこれを具体的に禁止していただくことは最も適切である、かように考えるのであります。今日、この公述におきまして、関連の事項のことに關しまして私の意見を述べました。

○委員長(千葉信吾) 御苦労さんでした。

○参事(千葉信吾) それでは、次に、日本労働組合総評議会福祉対策部長塩谷信雄君。

○参事(塩谷信雄君) 総評は、この問題は、日常生活に非常に重大な關係を持つてゐる物価と料金の値上げを招くだろう、こういう消費者と利用者という立場から、いま一つは、關係の七業種に働いておられます従業員諸君の利益を守らなければならぬという立場、いま一つは、この七業種の中に含まれるであろう零細な企業者にはこの法案は決してプラスになるものではないだろう、こう考える立場から、この法案に遺憾ながら反対をいたしたいと存じます。

私はこういふ席上で中小企業者の皆さんと、その利害について相反するようないふ公述をしなければならぬことを大へん遺憾に思ふのであります。今日、中小企業者の問題については、総評もすでに三、四年來非常に力を入れてこの振興のために努力をいたしている最中であり。それにもかかわらず、

この法案を通じて、ちやうど利害が相反し、争うがごとき印象を与えながら公述をせざるを得ないのははなはだ遺憾に思ふのでありますが、これこそ今日の政府の施策が、このようにいわば大衆に属する諸君を相反目せしめつつ、一部の大きな企業者の利益を賣いていこうとする政策、この政策のよつて来たる結果がこういふ方向を導き出しているという点について、非常に私は残念に思います。

この法案は、第一条に大へんりつばな趣旨が掲げてございます。私は中小企業、特に七業種の関係で衛生措置の基準を守つてもらいたい、衛生施設の改善向上をはかることもともに賛成でございます。また、これらの業者の組織の自主的な活動を促進するといふことも必要でございますが、以下第一条に掲げられたこの法文全体をよく趣旨としてとらえてみまするといふと、結局「当該営業における過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合に、料金等の規制その他経営の安定をもちたすための措置を講ずることができるとし、これが実は主文のよりに思ふのであります。いわば料金もしくは価格の引き上げをもつて問題の解決をはからんとするねらいがこの法案全体を通じて貫かれていふように考へるのであります。中小企業庁が設置をされましたから最近まで、中小企業者のためにほとんど私は見るべき法案はなかったように思ふのであります。しかるに、今回中小企業団体法といひ、あるいはこの環境衛生法といひ、もしくは小売商業の特別措置法といひ、一連の法案が出ております。

す。この法案の実に骨子とするものは、本来大きな企業、独占企業に向つてその横暴をつかなければならぬのを、そのほこ先を大衆に転嫁させて、問題を価格と料金によつて解決をしていこうとするように考へるものであります。はなはだ私は当を得た措置ではないと考へるのであります。当然これらの業者が自主的に團結をされて、今日の商業機構の不正正な面については、これをぜひ自主的に排除するやうな方向を法律によつて援助をしてやる、そういう基礎づけを与えてやるということが望ましいにもかかわらず、そういう方向はほとんど抹殺されてきている、そうして大衆に問題の解決を転嫁しているように思ふのであります。

私は、大綱については、生活協同組合の中林さんから、すでにほとんど私どもと一致する意見の表明がされてございますので、私はくどくどと多くを申し上げる必要はないと思ふのであります。若干の点について申し上げてみたいと思ひます。最も中心になる価格や料金の認可の問題については、これはすでに公述をされました方々から、今日この七業種に關係する諸君が一斉に価格の引上げの態勢を準備しつつある。こういう裏づけによつてこの事態が証明をされております。よつて、問題のポイントがここへきておる。しかもこれには諸問題といふより、学識経験者その他の人々の意見を聞くことができるというふうになつていくけれども、これははなはだ各種審議会の今日までの実績からして、とうていこれに希望を託することのできる筋合

いのものではない。もしも消費者や利益關係の代表者の意見をほんとうに尊重するといふのであるならば、さらに進んだ措置があつてしかるべきであると思ふのであります。残念ながら消費者關係の代表者はただ意見を申し上げるにすぎない、かように考へられまして、また、公正取引委員會の問題につきましても、協議といふことだけでありまして、そこには何ら一方的な話し合いが交換されるにしかすぎない、こういうことによつて問題は決して解決をされないと思ひます。この法案は、従来製造業者に行われておりましたいわゆる不況カルテルを關係サービス業におきましても強制的なやり方で行おうとするものであります。いわゆる中小企業者の真の安定といふものはこ

りいう方向からは決して期待はできないといふことは、すでに過去のこれまた実績によつてきわめて明瞭であります。それにもかかわらず、この不況カルテルをもつて再び問題の解決を企図しようとするところの意図が私どもには了解できないのであります。おそろしくこのカルテルの強行によつて業者の金体が救われるといふのではなくて、中にたくさんの零細企業を含んでおる諸君が、資本力の点において圧倒をされて、大きな資本力を持つもののみがあとに残つてくる、こういうことにならざるであらうことはこれまで実績が明瞭であり、むしろそれをねらつた法案でさえあるように思ふのであります。終戦以來いわゆる泡沫業者がたくさんに出たといひ、これを整理するために幾つかのこの種のおいを持つた法案が今日まで国会を通じて整理をされてきたはずであります。これをもつてし

て中小企業の育成強化の政策とは私どもは絶対に考へることはできません。私もはむしろ積極的に今日の中小企業の自主的な組織を作らせて、いわゆる大企業、独占企業に對しては団体交渉等によつて公正な利益をはかるべきであるし、また、産業の分野等につきましても適正なる測定をはかるべきであるし、他面においては、金融とかあるいは税金の面において、その他、原材料等の割当等を適正に行ふこと等によつて真の中小企業の安定の一面をまづ達成すべきである。もちろん産業全体の条件について、一面においては最低賃金法の実施の問題も不可欠の問題でございます。社会保障の問題も同様の問題でございます。私はこれらの全体についてはすでに述べられてありますので、そういう方向から問題の解決をはかるべきである、こゝういふふうに申し上げなければなりません。これらの業界の事情を調べてみまするといふと、零細な業者の中にはきわめて低い賃金で甘んじさせられておるたくさん労働者のいることがわかります。今私の手元にも理容關係の従業員組合からの書類がここに参つております。これを一々申し上げますといふと時間がかかりますから、省略をいたしますけれども、この諸君もおそろしく自分たちの生活を少しでもよくするために料金と価格を上げてもらいたい、この法案を通過してもらいたい、こゝういふふうな意向を一面においてもちながら、特に審議会のメンバーに入れてくれるようにいふことを主張いたしております。私はおそろしく關係の業者がこの従業員組合にあるいは勧誘し、あ

るいは圧迫を加えてこのやうな方向を出しておるのであらうと思ひますが、零細企業の諸君が、料金や価格を上げることによつて、むしろみずから自殺行為に追い込まれる面の多々あることを考へてみまするといふと、決してこれによつてみずからを救ふことができないばかりでなく、労働者の賃金やあるいは生活條件の維持向上をはかるといふことは不可能に近いのではないかと。總評は今日まで、たとえば基準法も適用されない、失業保険も健康保険もない、休日は一ヶ月しか、これもあるかないかである、賃金は小づかい程度で賃金しかもらつておらない、退職金なんといふものは願を見たこともない、こゝういふやうな劣悪な労働条件をもつておる諸君のために、あるいは労働基準法の適用、最低賃金法の制定、家内労働法の早急なる実施、五人未満の零細企業への、あるいは社会保障の適用等についていろいろ要求をし、運動を展開してきておるのであります。

業者の方々もこの法案が成立させざるならば、従業員の待遇改善も簡単にできるとお考え下さることは、あまりにも甘いのではないかと心配をいたすのであります。もちろん最低賃金法や、あるいはこれに關連する一連の法律を同時に実施するといふことでありますならば、この希望も達成することとはできるであらうと思ひますが、この法律のみによつて問題の解決はできない。むしろ中小企業者の諸君は、このために振り落され、倒産、破産の運命に追い込まれるであらうことは火を見るよりも明らかであると思ひます。今日のす

で日銀は二割の公定歩合の引き上げをやっておる。そうして一方においては、運賃から電気、ガス、水道、今日の七業種の全部の料金、物価の値上げがほとんど行われておる。その解決はどこへもっていくか。結局は、金融はしない、料金、物価の値上げによってだれが最も被害をこうむるのか。大衆によってこの問題を解決しようとしておることはきわめて明瞭である。インフレを押えるという名目のもとに、このような方向によって解決されるということについては、まことに遺憾きわまりないと言わざるを得ないと思います。

この法案は、全体として貫いておる性格は、カルテル行為の、これに伴う官僚の組合支配の強化という点が、先ほどは戦時中の統制にもひとしいにおおいがするといふ御指摘がございましたが、多分にそういう性格を持つておると存じます。この問題は、六十一条、六十二条及び六十六条等の各規定よりいたしまして十分に推測のできるところであります。こういふ方向によつて民主的に、自主的に問題の解決をはかるといふようなことはとうてい期待できるものではない。法律さえ作れば問題の解決になるものじゃない。自主的になせ、今日までたくさんある法律を運用して、中小企業者の人たちが、下から自分たちの創意工夫を発揚して解決する方向へ持つていかれないのであるか、この点を私どもは大へん疑問に存じます。私は特に昨年の自治法等の改正によりまして、府県知事がかつて持つておりました興行場、旅館、公衆浴場、食品衛生等の問題についての設立等の指導監督等の問題に対する

許可の権限を、かつて五大都市に委任したものを、再び府県知事に逆行させるような本法案というものは、法案の筋としても一貫性を持っていないのではないか。法案自体としてもはなはだ不手ぎわなものではないか、こういうことも指摘せざるを得ません。一つの団体の組織のもとに、官僚が一手にこれを掌握して問題を処理していこう、こういう方向が五大都市に多少なりとも、地方分権的に、民主的な方向へと一度は権限の委譲をはかったにもかかわらず、再びこういう方向を通じて非常な権限集中を行おうとしておる法案自体の建前からいたしまして、また、趣旨からいたしまして、納得のいかないうちにあると存するのであります。

以上、私はきわめて簡単でございます。するけれども、この法案については、残念ながら各方面より検討いたしました、中小企業者の皆さんの今日置かれておるいろいろな条件、これを直すために労働組合としては、非常な同情と、多くの熱意と、施策は持つておるけれども、このような方法によつて目的を達成するということについてはそれはむしろ逆であるという立場から反対せざるを得ないのであります。

○委員長(千葉信吾) どうも御苦労さまでした。

それでは、ただいままで御意見を述べお願いしました参考人の方々に對し、順次御質疑を願います。

○高野一夫君 参考人の方に、時間がございませんで、簡単に一、二の点について御意見を伺いたいののであります。要点だけ、簡単にけっこうでございますから、私がお尋ね申し上げた方は、きわめて簡単に一つ御答弁を願

いたいと思います。

りますが、あなたの先ほどの御意見の中には、生協の員外者に対する施設利用、あるいは販売行為というものを、こういうことはやらぬように努力しておるつもりだというような御説明があったように思う。ところで、私もそのような米子、そのほか主要なところの生協を見て参った。ところが、もう一般東京あたりの百貨店とくちも変わらないようなやり方だ。そこで、いかにも員外者に対して利用はお断わりするということのような札はかかっておるけれども、だれでも入って自由に買える。そうしてその買いたいと思う人に對して、あなた方は組合員であるか、あるいは組合員の家族かというようなことを問いただすことを私の見た限りにおいてはやっておらないのです。そこでこれは御承知の通りに、生活協同組合法には、ちゃんと員外者の利用は原則として禁止しておるということになっておつて、除外例は許されておりますけれども、原則としては禁止することになつておる。あなたもそういう方法でいくのだ、こういうお考えだと思ふのですが、そこであなたは、日本の生協全体、協同組合の連合会をおやりになつておるわけでありますが、このあなたの方の立場から、地方のそれぞれの組合に對して何か員外利用はいけなくのだから、それは横しんでくれ、やめなさい、こういうようなことの指示でもなさるのであるのか。もしもなさるとするならば、どういうような方法を取つて員外利用をとめるんだと、こういうような何か具体的な例でも上げて御答弁を、一つその点を……。

○参考人(中林貞男君) 今、高野先生のお尋ねの問題ですが、私たちが法律の第十二条の三項で員外利用の禁止規定があります。日本生活協同組合連合会としては、その法律の趣旨に従つてそのいろんな会合だとか、あるいは地方でもいろいろな研究会などをやるわけでございますが、そういうときにみんなにそのことを伝えております。そうして組合では入り口に員外利用お断わりだとか、あるいはまた、組合員託の

ようなものを作つて、自主的にそやうのをやつてゐるところもあります。それで、私たちが自主的にそやういふ指導は今後も一そややつて参りたたいといふふうに考えております。ただ、米子の問題がちよつと出ましたが、私は米子へも二、三回参り、今年の一月に商人の方たちが米子に集まつて、生活協同組合の研究會、生活協同組合を対象にしての商人の方たちの研究會があらりましたときに、私も商業者の方から呼ばれて行つたわけでありましたが、米子では、あすこの生活協同組合では市民の七、八〇%をもつてに組織してゐるわけです。従つて、あすこにはどんどん入つて参りますが、ほとんど全部が現在組合員であるという形にまで米子ではなつて参つてゐるわけであります。そうして米子では、ちよつと岐足になりますが、商人の方たちの研究會のときに、米子では生活協同組合云々といふことを非常にわれわれ聞いておつたが、集まつてみると、生活協同組合に問題があるよりも、むしろ米子の商人たちが今まで睡眠をむさぼつておつたやり方、消費者への奉仕といふものを十分考えていなかつたところ、そやういふところに米子の生活協同

とを、その研究会の結論として出ました。商工会議所の会頭の方もおいでになつて、各部会に分れてやつた研究会の結論としては、そういう結論が商人の方たちによつて出たという工合に考へております。そうしてわれわれの連合会としては、もちろん高野先生の「おとしやつたような趣旨で、今後でもおしだけ努力をして参りたい」というふうに考へております。

○高野一夫君　そこでもう一つ伺います。何かこの員外利用者をとめるといふ名案をお持ちでありませんか。現在のごとくであれば……。それは私も米子を見ました。米子を見て、米子の市民の多くが組合員であるためにそういうふうなルーズな態度をとっているのかもしれないけれども、北九州の先ほど長野さんからお話がありました。北九州等においてもとにかく利用者は、何かの市民、組合員でないものは購買会の人たちも入っていると思ひますが、そうでない人たちの六〇％は利用している。そこでまあわれわれが承知している限りにおいては、平気で員外者または部外者が利用している。これをただ法律でいくらいかんと言つてみたく、ところで、買いたい、あるいは売りたい、こういうことならば、これは幾らでもできるわけなんで、そこで何かからでも、實際問題として員外者の利用ととめる、そうして組合員に限る、こういうような適切な方法について何か御研究になつたことはありませんか。ただ札をかかげて員外者の利用をとめるとか、お断わりますととかというところなくて、何かほかの方法がないか

と思うのですが、そういう点について御研究があったら聞かしていただきたいと思ひます。

○参考人(中林貞男君) 高野先生が御指摘になるその特効的なものという事になりますと、これは私は現在の日本の経済組織のやほりいろいろ矛盾がやはり根本にあるので、その矛盾を解決しなくて特効薬というものは私はないのじゃないか、しかし、それよりも一番大事なのは、生協の教育活動によってやはり組合員、生協の従業員に負外利用というものはいけないという事を十分私には必要な努力によってそういうことをやって参りたい。従つて、現在代表的な地方の組合ではほとんど負外利用というものはやられていない。ただ先ほど八幡の長野さんのおっしゃいました北九州も私たちが何回か行つておりますし、八幡の購買会も行って見たことがあるわけですが、北九州においては、やはり生活協同組合よりも購買会の問題が非常に深刻である。これは大企業が多いため購買会が非常に深刻である。その中で中小商業者の方が非常に困つておいては、北九州ではむしろ私たちが商人の方たちが生協の看板を掲げてむしろインテリな生協を商人の方たちが作つて、数日前にも新九州が何かの新聞にインテリな組合としてやられたのは、商人の人たちが生協の看板を使つてやつていて、そしてあげられたという記事が出ておつたわけですが、私たちはそういう点にはむしろいよいよ商業政策という面でも十分国は御配慮を願えないだろうか。そして農協では、農業協同組合法では二割の員外利用を認めて、ほかは絶対禁止だと

いうような法律を作つてゐるわけですが、私たちは組合員が生協の組合員になりたて、生協というものはどういふものかという事を十分知りたいたいという形、二カ月前三月、員外者のあることはこれは立法のときも国会でそういうことを御相談して、外国の例からもそういう一つの準備段階においてはやむを得ないだろう、しかし、それは生協の組合員に必ずなるという前提だということだったので、農協協同組合法の中に員外利用は二割以外は絶対にいけないという形な形で、そのところを考へ直してみることとどうだろうかという事を厚生省と御相談してゐるわけですが、私たちは、高野先生の御指摘になつております点については、一つ教育活動で、これは何といつても消費者に対するいろいろな生活の面の教育、そしてこういうことはいけないんだ、こういうやり方地味な非常な教育活動を通じて私たちは努力していくか、現在のいろいろなところと矛盾のたくさんある今日の日本の経済組織の下においては、特効薬的なものはなかなかむずかしいのじゃないかというふうに考へております。

○高野一夫君 こういふことがよく言われてゐるのですが、一般市の中の小売店でやつてゐると同じような市価主義をとつて、そして従つて仕入れや何やらは生協の方が食料品にしてもあるいは薪炭についてもすべての物資について安く買われるのですから、マージンが多い。それでその市価主義で充つてその大きいマージンを別途に、組合員に対する別途な福利厚生施設に充たす

る、こういうことであるならば、小売業者との摩擦もだいぶ緩和されてくるし、しかもそれだけのマージンはやはり組合員の福利施設に戻つてくるのだ、こういう意見も出てくるのです。が、そういうことが行われるかどうか、また、そういうことがあつた方の組合として好ましくできないのかどうか、簡単な御意見だけ……、ほかの御意見はもうけつて下さり。

○参考人(中林貞男君) 高野先生非常によく御存じで、私たちは高野先生のおつしやるように、生活協同組合をやつていく上に指導してあります。だんだんとそういう形になつております。それで、生協で先ほど長野さんのあれで、二割も三割も現在安売りにしてゐる生活協同組合というものは私らの傘下には絶対にないというふうに考へております。購買会が会社の援助があまりから非常に安く売つてゐるということがあります。生協は市価主義を私たちは原則にしてやつていくという形で大体皆やつております。高野先生のおつしやるような形で私たちは指導して参りたいというふうに考へております。

○高野一夫君 もう一つだけ、伺いたいことはたくさんありますが、私だけ何つてもいいから、もう一点だけ中林さんにお伺いしたいのであります。これは大きい購買会と生協、結局共同の問題になります。一般市中の市民に対して、組合員でない者、あるいは従業者でない者に、市中の街頭に出て宣伝活動をする。この事態を私は見て参つた。そういうことは生協として私は必要ないことじゃないか。こう思ふのでありますが、生協として

そういうことをやはりやられるのか、それは別な購買会だけがやつておつて、生協もやつたように見られてゐるとお考えになるのか。もしやつてゐるとすれば、やはりそういう必要があるのかどうか、私は全然あるまいと思ふのですが、こういう点はどういうふうにお考えになりますか。

○参考人(中林貞男君) 私たちは、生活協同組合は、やはり組合員と組合との直結という事で、各生活協同組合ではニュースとか機関紙のようなものを出して、生活協同組合の価格とかあるいはどういふものが入つたかと、入荷したかというふうなニュースは、月一回なり二回なり全部出してありますが、今高野先生のおつしやるような、何かマネキンでも使つてとどろくやとか、そういうようなことは特別私たち生協では必要がない。北九州でそういうことがよく問題になるようですが、これはこの生協というものを理解してやつてゐる人たちが、むしろ商人のようになつて、売らんかな主義で生協の看板を使つてやつてゐる人たちの中に、そういうものが北九州ではあるという事を私たちは聞いてゐるのですが、そういうようなものに対しては、私たちはやはりまじめな、あくまで組合員を教育して、そして生協の利用を高めていくというところを重点を置いて指導をして参りたいというふうに考へております。

○高野一夫君 私はただいまあなたのお話と実際の違つた現実を見ておりますので、いろいろまた伺いたいのであります。中林さんに対する質問はその程度にしまして、長野さんに一点だけ伺いたい。

これは本日東京の商工会議所の代表もお見えになつておられますので、あとでお伺いしたいと思つておつたのですが、日本商工会議所におきましては、購買会あるいは生協等の活動について数年来十分御調査になつておる。数字をあげてそれにデータをあげてパンフレットもしばしば出しになつておるわけですが、先ほど長野さんのお話では、八幡の商工会議所ですか、あるいはそのほかであつたか聞き漏らしました。商工会議所で意見をまとめて日本商工会議所に進言をした。こういう話でありましたが、その内容を先ほど御陳述になつたわけであるけれども、それに対して、日本商工会議所がどういふ考へ方であるか、あるいはどういふふうにするべきであるか、こういうふうな回答が来ておりますか。

○参考人(長野義夫君) 八幡の商工会議所から日本商工会議所に具申をいたしましたその返りの書面というものは、いまだ拝見をいたしたことはございません。

○高野一夫君 長尾さん一つ。それで私の質問は終りにいたしますから、他の委員に移つていただいて……。

この食肉営業関係を環境衛生同業組合の中に入れていくについて、まあ御承知の通りいろいろな問題が出てゐるわけですが、ところで、われわれの考へ方では多少違つた考へ方を持つてゐるのであります。かりに牛馬豚等についての畜産奨励をやる。その畜産奨励をやる一環の線として食肉販賣業までやはり支配すると言ひますか、そこまで関与しなければほんとうの畜産奨励、畜産行政はできない。こういう意見が出ておる。私はそういうような理

論というものは全く子供だましの理論であつて、そんな議論はきわめてこつけない議論だと私は思つておる。もしもそうであるならば、これは米麦を使つてしうゆを作り、酒を作つたというのもそうなら、澱粉を使つてほかの製品を作つたのもやはりそうなるのであります。食肉営業というものはやはり食品衛生、環境衛生の立場から考へるべきものではないかと私は思つておる。そこであなたに伺ひたいのは、そこで従来、農林省の畜産行政關係から末端の食肉営業者に対して何らかの対策と言いますか、施策と言いますか、こうあるべきだ、こういうふうにしてもらいたい。それはいかん、これはいかん、そういうような指示、指導、監督、そういうものが行われた事実があるかどうか、それを聞かしていただきたい。

○参考人(長尾監太郎君) 高野先生の御質問にお答えいたします。当初に私が意見を述べましたときに、三十四年有余の食肉小売を営んでおるその間に、農林省におきまして、たとえば私どもの組合なら組合に対して、小売価格はこちらあるべきだとか、こう小売価格を維持しなければいけないとか、小売に關する指令とか、命令とか、そういうようなことは全然一度も私の記憶するところ、また、業者の記憶するところ、農林省からそういうことはないのであります。よつて私どもは値段を安く、小売業者はもうけ過ぎているのじゃないかということ、直接伺つたのではないけれども、第三者の人から聞いたのです。農林省では、小売業者がもうけ過ぎておるといふようなことを言われた。何をおしやるのでしょいか、私どもは……。

○高野一夫君 それはそれでけっこうです。もう一つ伺いますが、終戦後非常な密殺が行われた。最近密殺が少くなったかと思って調べてみると、やはり相当密殺があるやにわれわれは承知している。そこで、終戦後の密殺は、私どもも食ったことがありますけれども、非常に処理がまずいせいか、においが悪くてすぐわかる。けれども、最近の密殺は、ほとんどもうわからぬ。正規の屠場で屠殺した牛肉と密殺した牛肉と、ほとんど私はわからない。おそらくこれはあなただ方末端の営業者は、密殺の牛肉であるか、あるいは正規の道順を経てきて、屠場からきた牛肉であるか、業者としてそういう鑑別はできるのであるかどうか。そうしてまた、その鑑別ができて、やはり平気で密殺の牛肉なり、馬肉なり、そういうものが売られているという事実が、相当現在まだあるとお考えになるかどうか。あるいはもうすでにないはずだとお考えになるかどうか、それを伺いたい。

○参考人(長尾聖太郎君) 御指摘の密殺された肉の鑑別、それからそういうふうな小売が行われておるかどうかという御質問であります、先生のおつしやる通り、終戦直後は、もうものすごい密殺の牛肉が都内に流れ込んで参つた。大へん落ち着いてからというもの、当時の数量ほどはもちろんないことは当然でありますけれども、最近の例によつて、密殺肉を千葉県から東京に搬入して売ったという事実がございます。新聞を見てごらんの方は、先生方もあるいはごらんになっているかもしれません。そこで業者は、洗練された長年の経験の業者であります。

れば、これは密殺の肉であるか、あるいは密殺でない肉、正当な、いわゆる屠場を経た肉であるかは、洗練された業者ならば、一見してわかるのであります。ところが、業者も多いし、全国という広い地域の中で、なかなか幹部の目としても行き届かない。そうした行き届かないところの極少業者が、やはり多少密殺の肉を持ち込んで、やはり販売されておるんじゃないかというおそれ、あるいは危惧を持つておるものであります。だから私は先ほど申し上げたように、この法案が通過をすることによって、そういうた面を根本的に駆逐される。そうして新しく、見分けのつかないような、密殺肉に限らず、ウサギと鳥肉の見分けのつかないような、あるいは馬肉と牛肉と見分けのつかないような人が、むやみと雨後のタケノコのように小売商をしろうとがやられたのでは困る。最近の傾向としては、力のある、資本のある大企業業者が、むしろその小売店舗をねらいつつあるという事実が現われてきておるのであります。先ほど長野さんを除いたお二方の参考人におかれては、どうも私どもはここで聞いておると、私ども中小企業者を教育しているような、逆な法律案に遭遇しておるよりに言われておるけれども、これは見解の相違でありますからやむを得ませんが、おそろく伺っております。

○委員長（千葉信君） 長尾さんに申し上げます。御意見は、質問の範囲にとどめていただきたい。

○参考人(長尾堅太郎君) 質問に対するお答えを終わりましたので、また質問にお答えいたします。

○榊原孝君 中林さんにちよつと簡単に承わるのでありますが、あなたの傘下の生活協同組合の指導の御理念とされまして、生活物資に對しまして、その生産に直接結びつくということが理想と考えていらつしやるのでございましょうか。先ほど牛肉の屠殺のところまでやる組合があるというお話でございしますが、私の聞きましたところでは、生活協同組合と申しますものは、生産部門におきましては、その源泉にさかのぼる。たとえば農業をやつておられる方がバターの製造会社を作り出すというようなことは当然のこととてございしますが、生活必需品に對しましても、その源泉のことまでもやるといふのが生活協同組合の理想と考えていらつしやるのでございましょうか。その点を一つ簡単によろしゅうございしますが、一言でけつこうです。

○参考人(中林貞男君) 外国では全部生産の段階までやつております。日本ではまだ立ちおくれておりますが、そこまでいつておりませんが、そういう理想で私たちは持つていきたいと思ひます。

○榊原孝君 先ほどデパートに中小商業業者の方が非常に圧迫されるというようなお話があつたのでありますが、先ほど長野さんのお話を聞きますと、デパートとひとしいようなことを八幡市では協同組合はやつていらつしやる、それは類似の業者であつて、あなたの傘下のことではないかもしれませんが、そういうことを承わりますと、

やはり生活協同組合も、相当デパートと同じように、中小商工業者を圧迫するということになるんですが、さつき中林さんのお話では、デパートは商品をするが、生活協同組合は、かえってそれを援助するような形だといふようなふうにちよつと聞いたんですが、その点いかがですか。

○参考人(中林貞男君) 私、非常に簡単に申し上げたんですが、生活協同組合とデパートというものは、私たちは本質的に違ふ。生活協同組合は、やはり消費者の自主的な組織であつて、消費者が管理しておるものでなくちゃならない、従つて、生活協同組合も大きく発展していきますが、外国などでも非常にりつぱな店舗を持つておるものもたくさんありますし、私たちもやはりこれは消費者の団体ですから、できるだけ消費者が好む形でやはり便宜をはかつていかなければならないといふふうに考えておりますが、決して商人の人たちを敵に回してやるというふうなわけではなくて、むしろ零細な商人の人たちと一緒に相談して話し合つて、今日の矛盾した経済組織の解決の問題に私たちは取り組んでいきたいといふふうに考えております。

○榎原亨君 全国平均いたしましたして、あなたの傘下の生活協同組合の入会の手続は、入会金をどれくらい取つてやつていらつしやいますか。

○参考人(中林貞男君) これは非常に複雑な形で、組合員の数と、それから取扱ひの分釐によつて……。

○榎原亨君 平均でよろしゅうございませう。

○参考人(中林貞男君) 平均といふと、生活協同組合は、小さいのから

大きいからいろいろあって、平均二千円か三千円くらいじゃないかと思うんですが、いい組合は、私たちの方はたくさん入っておりますが、新しくできたインデキナものは、入っていないものがたくさんありまして、それに対する対策で私たちもいろいろ苦慮しておるわけです。

○榎原孝 長尾さんにちょっと承わるのでありますが、先ほど営業施設の配置の問題についてお話があり、この法律で定められておりますように、衛生上障害がない程度の配置は、食肉業といたしまして、東京ではどれくらい配置をお考えになっていらっしゃるんですか。たとえば軒並みに二軒の牛肉屋さんがあっても、衛生上別に障害がないのじゃないかと私は思うのです。どうでしょう。

○参考人(長尾堅太郎君) 先生の御指摘の通りで、軒並みに業者があまりあっても、法に定められたところの衛生設備をすれば、衛生上一向差しつかえないように考えられます。しかるに、その通り軒並みに同業者が開店をされて、そうして衛生設備も完備して、営業の許可を得られるとするならば、食肉に關する限りは、立ち行かない、商店が立ち行かない。先ほども申し上げたように、同業である者が、朝に夕に不愉快な気持をしなければならぬ。人同本末、幸福な生活を営まなければならぬというのに、そういうような商売の、毎日の仕事にさへ——そういう距離とかその他のことにつきましては別であります。先生のおっしゃる通りに、衛生施設を行つ上に、資金さえあれば、隣合つても差しつかえない

ということはい言ひ得られると思ひます。

○榎原孝 私の聞いているのは、東京におきまして、そういう不当競争のために施設ができないようなことになつてはいかないのでありますから、その距離はどれくらいだということをお尋ねする。

○参考人(長尾堅太郎君) ああ、距離でございませう。まだよく私研究してないのですが、これもこの法案通過の時は——昨日も約三百人の業者に寄つていただきまして、この法案に対する意向をただし、三百人が満場一致で賛成をいたしてございまして、各地区、全部の業者の代表に寄つていただきまして、そこで、地域はどうなるのかという業者の質問がありました。その点については、あるいはききよう御質問を受けるかも知れませんが、まあ私の考えでは、地域は、なるべくお隣屋さんのような、今まであつたような、三町とか、四町とかというようなことに別はまだ考えていない。いなければ、しかし、人口密度と、それから消費購買力の点をにらみ合せれば、あるいは五間か、三間向う先でもやむを得ない個所も生じてきまして、あるいは十町なり、二十町なり離れているところに新規開業もやむを得ないだろうというように考えてございまして、特別に三町とか、十町とかという、距離の問題については、それほど深くみんなが相談もしてございせんし、考えてもおりません。

○榎原孝 もう一つ……。あなた方食肉の販売業者の方が枝肉の価格を左右することができませうでしょうか。

○参考人(長尾堅太郎君) 現在の段階におきましては、小売業者が結束をして、その枝肉の価格を左右するということはできないのであります。

○榎原孝 ありがたうございませう。

○奥むねお君 肉屋さんの長尾さんにお伺ひいたしますが、その枝肉の価格が、肉を売りますときに、包み肉と言いますか、表にきれいに並べた肉を置きながら、ちよつと違つた肉をはめますね、三分の一か、半分くらい。あれは、あなた方業界の組合としては、あれは皆さんしていらつしやうと思ひますが、知つておいででございませうか。

○参考人(長尾堅太郎君) 知つております。

○奥むねお君 それじゃ、続けて聞きますが、そうすると、肉の値段というものは、どつちの値段になるのですか。それを平均して値段をつけていらつしやうですか。それとも、われわれ買つときは、ロースと言へば、ロースが出ますね。すると、その中にまた違つた肉が入りますね。その肉の価格の決定と、それから御存じだと思つしやるならば、それを何割入れることになつておりますか。

○参考人(長尾堅太郎君) そのところまで御質問に答へなきやならないのですけれども、アメリカでは、生きているうちから、一級から六級までの牛がきまつております。枝肉においては、やはり一級から六級までとなつております。先ほど申し上げたように、日本においては生産価格からして、枝肉の価格がきまります。枝肉の価格によつて小売業者はお客様に肉をそれぞれ

切つて上げるわけですが、今の、そのたとえばロースを百包二百五十円で買つたとすると、ロースの以外のものを三切れなり、四切れなり入れたというの、何割入れるようになつておるの、とか、どういうわけであれを入れるのを、皆幹部は知つておるかということでありませうが、これは長年の商習慣でもあるわけなんです。それで、ロース専門に売りますと、三百円に売らなきやならないものが、たとえばそのロースばらというところがあるのです。ばら——ロースとくつついておるのです。そのわずかなところを、そのロースのばらを若干入れて、それで単価を二百五十円でお願ひした方が、お客さんも、味の点においてはそう変わりはない——全然変りはない、価格はそれだけ安くなるというところで、そういう取扱ひ方をする場合が、習慣として昔から行われておつた。それも販賣の点があつては困りますから、ここではつきりしておきたいのですが、そういう場合は、必ず一頭なら一頭の甲なら甲、上等なら上等の、牛の中の上等の個所、中等なら中等はその一頭の牛の中の中等の個所だけであるということになつておるわけですから、御承知おき願ひたい、御了解願ひたいのであります。

○奥むねお君 それから、その問題はまた別として、牛肉屋の中で——この法律は環境衛生を主にしている法律なんです。すると環境衛生の關係から、これじゃ困るという店は何割あるお見込みですか。

○参考人(長尾堅太郎君) 全国を通じて、一割くらいはあるいはあるか

もわからぬが、今までの各都道府県の代表の集まりましたところ、小売組合の、東京で考えます三千軒の業者のところでは——まずアウトサイダーはわずかでありませうけれども、一割のアウトサイダーのところは反対——いや、あるいは一向わからないのかかわりませうが、ほとんどが全面的に、食肉業界は、全国の業者はもうこぞつて賛成をしておるわけでありませう。

○奥むねお君 いや、業者の不衛生だと思はれてゐる——あなた方が、あれだけは何とか衛生上よくしなくちゃいけない、厚生省からもにらまれそうだというのが何割くらいあるかというのです。

○参考人(長尾堅太郎君) その点については、先ほどちよつと触れたのですが、自体、その根本的に家屋の改築からいたしていかなければ——ほんとうに厚生省なり、衛生局から優良衛生店舗として表彰されておるの、まだ都内におきましては三百軒余りなんです。一割くらいには満たないのです。それは、一割くらいは満たないのです。この法律のもとに適正な施設、理想的な設備を施すには、ほとんど半分以上の人が、融資を受けて、さらに新しい施設をしなけりやならぬ、かように存じております。

○奥むねお君 半分、あれを新しく直す金がかかりませうか、一軒について、設備について。家まで直すというのは大へんでしょね。店で肉だけを売

のに差しつかえないという衛生的な設備をするというには幾らくらいかかるか。

○参考人(長尾堅太郎君) 家までも直さないとなると、最小限度一百万円くらい……。

○奥むねお君 ありがとうございまして。それから、それはどういう内容ですか。

○参考人(長尾堅太郎君) その内容は……。

○奥むねお君 もし何でしたら、今度資料を出して下さい。一百万円かかるという資料を出して下さい。

○参考人(長尾堅太郎君) 冷凍設備と、ウィンド・ケースと、それから防錆、防塵の、これを防止するためのステンレスや、衛生的な施設をするために、店舗だけに必要な費用です。願えればそこにもっと優秀な手洗器を作り、あるいはこの店舗よりも御不潔をずつと何メートルか離すというふうにいたしてあげば、古い家をそのまま改造しても百万円ではもう最低の限度であります。

○奥むねお君 氷を入れる冷蔵庫と電気冷蔵庫と使っている違つた店がありますね。あなたの方はあれに対してどういうお考えですか。また、そういう施設がどのくらいありますか。

○参考人(長尾堅太郎君) 氷を使つておられます食肉小売店舗というものは区内にはほとんどゼロだと申し上げて過言でないと思います。全部電気冷蔵庫であります。その電気冷蔵庫が一馬力で、冷蔵庫とケースと、ウィンド・ケースであります。それと機械を入れますと大体六十五万円かかる、それに防塵

の防塵施設、それから家屋が、床板、腰板が板の場合はこれにタイル張りや周囲に張りめぐらしますから、最低でも申し上げましたような費用がかかるわけでありまして。

○奥むねお君 電気冷蔵庫でなくちゃいけないということになっておるのですか。

○参考人(長尾堅太郎君) 電気冷蔵庫でなくちゃいけないという法律はありませんけれども、電気冷蔵庫でないといふ腐敗しやすいわけですね。昔のように氷の組合ですとどうしても一週間のところは三日しかもたない。業者が食肉の取り扱ひ上腐敗が早いと、無理して消費者に腐敗しかかつたようなものを販売するおそれもないとはいえないので、電気冷蔵庫を使つていくわけでありまして。

○藤田藤太郎君 長野さんにお尋ねしたいのですが、長野さんは先ほどの公述の中で、商人がマージンを二〇%か三〇%とつて、これしか……生協や購買会、生協の問題については中林さんからいろいろお話を聞きましたが、それより二%安く売つていく、消費者の立場になつたら一般市価より二〇%も安ければ、たとえ一〇%安くても消費者の立場になれば安いものを買つて生活したい心理がこれはもう共通だと思ふのです。だれの家庭でも、そこで長野さんは消費者に対するサービスや社会保障の問題も少しつけられたと思うのです。私の聞き違いならこれは別でございまして。だからそういう具体的な商品販売について、消費者の生活についてどうしたらいいかということをお聞かせ願ひたいと思います。

○参考人(長尾堅太郎君) 具体的に、消費者の問題につきましてもどうしたらいいかという考えは現在持つておりません。ただ私はきょう申し上げましたのは、一般小売営業を行なつておるものが生協並びに大会社、工場の密接なる購買会の影響を多分にこうむつておるので、その生協、購買会の意味は十分わかりまして。また、地域によつては生協と協力する話し合いを進めておるのであります。しかし、現在員外禁止をされておる、また、購買会は今禁止はされて、もともとどういふ法律はないのでありますから、法律で禁止されておるのですけれども、一応どういふ施設がなく、そういうものをあまりにも無制限にやられますために、正當な営業を営んでおるものがこれではやつていけないという話でございます。先ほどのマージンの問題は、簡単に申し上げますと、百円のものをおわれわれが仕入れるのは大体七十円から七十五円、ところが、生協、購買会、もちろん生協でも違ひますが、百円のものを入十円あるいは七十八円かで売つておる、こう申し上げたわけでありまして。

○藤田藤太郎君 中林さんにお聞きしたいのですが、炭酸飲料においては、理髪、パーマ、美容ですね、その価格の値上げを準備している、こういうことがあつたと思うのですが、どういふ工合にやつているか、実情を聞かしていただきたいと思います。ただ環境衛生法が通るといふ意味でそういうことを言つておられるのかどうか、そこらあたりは……。

○参考人(中林貞男君) これは日炭高松の組合の人が出てきて、出てくる直前に、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

○藤田藤太郎君 もう一つ、長尾さんに聞きたいと思ひます。

価格の適正云々というお話の中で、家庭の主婦の感情を業者はよく知つてゐるからという話に就いて、食肉の価格の変動が激しいというお話があつたのですが、だから主婦の感情をよく知つてゐるということと、それから、そのところのあとの話との關係をどういふ工合に、要するに、消費者、需要者にサービスする、こういう点について少しお話を聞きたいと思ひます。

○参考人(長尾堅太郎君) 小売を申し上げておられますように長年やつておりました、奥さん方に接近しておりましたので、奥さん方のお気持ちを知つておるといふことを御指摘の通り申しました。そのことを、もちろん知つておるといふことは、主婦の感情をよく知つてゐると申し上げたのですが、消費者はすべからずいいものを安く買いたい

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

と、日炭高松の生活協同組合では、社宅地帯で床屋とかパーマをやつておるわけですね。そうしましたら、環境衛生法、この法律が今度の国会で通る、そうしたら値段をこういふふうにしなくては行けないということになるのだというのを組合の關係者から言つてきて、もうお前たちは値段をおれらと同じくしなければならなくなるのだということを言つてきたというのを二週間ばかり前、日炭高松の代表が来たときに、もうすでに業界からこういうことを言つてきている。で、ききましたら、そういう公文書なども取り寄せて、こうだということを申し上げてもいいのですが、日炭高松の代表が私にそういうことを言つていました。

に資金を貸すわけにもいかぬというよりなことであるのであります。そして興業方がよけに一つの店舗に集中して物を買いに来ると、その店がよく売れるというところは、結局良心的な販売と、良質なものを安く売っておるということになるわけでありま

と、仕入れの方面に對しては、力がある人はやはり一応力のままに安く仕入れて安く販売できる。ところが、多数はやっぱりそう抜け出た特殊な人はないわけで、大ぜいの人はともに今苦しんでいるような状態なんでありま

○委員長(千葉信吾) 午前中の参考人に対する質疑はこの程度にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(千葉信吾) 御異議ないと認めます。

参考人の方々は、長時間にわたりましてきわめて貴重な御意見をお聞かせいただきまして、これを厚くお礼を申し上げます。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(千葉信吾) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人各位から御意見の拝聴を続行いたします。最初、東京商工会議所商工相談所長高橋重一君にお願いいたします。

○参考人(高橋重一君) 私今御紹介にあずかりました東京商工会議所の高橋

でございます。きょうこの環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律案、これにつきまして、二項目について何か聴取したいというようにございまして、大体大ざっぱに一応私順序を追わないでまとめて意見を述べたいと思ひます。

この内容によりますと、従来のこういった営業につきましては、食品衛生法とか、いろいろな関係法律がございまして、それによつて衛生環境といふものについての維持、育成と言ひますか、そういうようなことが行われていたやうでございまして、これだけではなかなか円滑な運営ができていないのではないかと、これは、現在のこのやうな業種を行なつている業者の規模といふものが、非常に零細化してあるといふ点から考へられたわけにござい

ます。で、国勢調査の、大正九年といふ古い人口調査のときのものがございまして、これによりますと、当時の人口が五千五百四十万であつた、そのうち二千七百二十六万が就業しておつて、この内訳は農業が五二・四％で千四百二十九万人、工業が一八・九％の五百四十四万人でございまして、商業が三・四％の三百六十六万人であつたといふことが、国勢調査で表れており

ます。ところが、昭和二十九年の調べたものによりますと、人口が約六割ふえております。そして就業者も全体の約五割がふえておるやうなわけでありまして、この内容について見ますと、農業の就業者は約二百四十万、工業は百八十万、商業は二百六十万と、これだけがふえておるわけにございまして、つまり増加率は農業が二割程度でござい

ますが、工業は三割四分、商業は七割強もふえておるといふやうな実情でござい

ます。この商業の中には、今度の法律の対象にならない業種もあるわけにございまして、しかし、今後こういう業種も何と言ひますか、新規開業といふ面も終戦後は相当あつたわけにござい

まして、相当大きな数字が、この増加した分に含まれておるのではないかと

思われるわけにございまして、こういうた業者のほとんどは、いわゆる従業員が五人以下のところが大部分だといふやうなことが、いろいろの統計によつて出ております。特にサービス業につきましては、一部業者を除きまして、ほとんどがいわゆる二男、三男といふやうな家族労働によつて行われておる。そういうやうな実情であつたやうでございまして、こういうやうな実情です。それから、どうして業者の何と言ひますか、規模が小さい、規模が小さいといふことは、それだけ業者が新規開業がしやすかつた、あるいは規模が小さいからこゝろいう商売が始められたといふことが考へられるわけにござい

ます。こういうふうになると、当然競争といふ形によつていろいろな生活権を確保しようといふことになつてくるわけにございまして、競争をする業者の少いところは、サービスの向上とか、あるいは設備改善といふことが行われますが、こゝまでふえてくると、競争もどうしても過当な競争になつてくる、過当な競争になつたらどうなつてしまふかといふと、いろいろ弊害が出てくるわけにござい

ます。つまり経営に無理が出てくるわけにございまして、たとへば営業方法にしましても、サービスにしましても、どうしてもいかにがわしいといふと弊害がござ

います。かわかりませんが、さつき肉屋さんと言つたやうに大の肉を入れるとか、いろいろな弊害が出てくる、洗たく屋さんの話によりますと、何と言ひますか、洗剤をソーダを入れて生地をいためてしまふ、生地をいためるといふことは、それだけ日本の資源をなくすことになりまして、それは別にしま

す。あるいは規模の大きい業者につきましては、特殊な深夜の喫茶店とか、あるいは深夜の旅館とかといふやうな形になつてくる、また、浴場にしましても、特殊な温泉といふやうなことになつて参るわけにござい

ます。ところが、そういうやうなことでないで、競争に参る業者が延ばつて、それをカバーして、競争に打ち勝つていこうといふやうな結果が出てくるわけにござい

ます。私いつも相談所で、毎日零細業者の相談相手になつておりますが、来るほとんどの業者は、そういうやうな営業時間の延長、隣りの家が十時までやれば、私の家はどうしても、生活のために十一時までやる、どうしても営業時間を延ばして、こゝろに営業時間を延ばして、結局は正しい者につきましては、からだに無理がいくわけにござい

ます。からだに無理がいくわけにございまして、普通たしか七時間くらい働くとこ

ろを、そういうやうなまじめな零細業者は食へるために最低十二時間あるいは十四時間働いてそれをカバーして

いるといふやうな状態です。設備の改善あるいは設備を管理することすらできないではないかと考へられるわ

けでござい

ます。それから従業員の問題につきましてもやはり無理がそこにしわ寄せになりますから、地位が向上しない。また、技術の伴う商売におきましては技術の向上という研究すらできないわけにござい

ます。あるいはこの法律にもあるやうに、技能者の養成といふやうなこともなかなか困難になつてくるわけにござい

ます。このやうに技術の向上もはかれない。あるいは技能者養成の点につきましても思ひまじくない。それだけむだがある。いわゆる経営に能率が上らないわけにござい

ます。まあこれは問題はいろいろな形で出てくると思ひますが、この事業でうたつてある価格の点に問題があると思ひます。やはり適正な利潤といふ面から、やはり適正な価格をきめていく、こういうことがこれから予想される競争に對処する方法ではないかと思ひます。ところが、一般の消費者あるいは一部業者においては、これは値段をつり上げることに

なるのではないかと非常に心配される方もあると思ひますが、私は大規模業者につきましては、特殊な経営方法によりましてあまり価格には問題がないと思ひ

ます。たとえば映画にしましても、帝劇などはシネマといつてずいぶん高い料金を取つてもお客様は参ります。しかし、場末の二流、三流の館になりますと、なかなかお客が参りません。そのために上映時間を延ばして健全な娯楽が不健全な娯楽に入つてしまふ。そういうやうなことも新聞によく出て

いることと

ござい

ます。また、浴場にいたしましても、特殊な温泉といふやうな形によりまして、百円とかあるいは二

百円を取つて特殊な階級を相手にしてくる。ところが、零細な業者はそれができないわけでございます。さつきも言つたように、朝早くから起きておそくまで働いている。いわゆる勞務によつて経営を維持していくというようなことが、いわゆる環境衛生という面

から現在ある法律はなかなかそれができないいんではないかというようなことが考えられるわけでございます。従いまして、こういような法律によりまして、業者の自主的な組織によつてこれをある程度解決していこうというやうなことは時宜を得たものだとは私は思うものでございます。で、まあかりに美容院を見ましても、美容学校へ一年行つてあとインターン一年しまして開業する。ところが、零細でございましてからどつしても値段の点では負けてし

まうわけでございます。こういうふうな自分から生活していこうと立ち上る未亡人というふうな方々もこういう業者に多いわけでございますから、そういうような面からも、こういうふうなある程度の価格を強制しまして、それを守っていくというふうなことが望ましいと思うわけでございます。で、この法律によりまして、従来の法律は環境衛生だけの指導管理でありましたのに、これによりまして、業者が自主的にいろいろな経済事業を行うとか、そして不足する資金はある程度政府においてもめんどろをみるようにする、そういうふうなすれば、現在より以上によい環境ができていくのではないかと考えるわけでございます。それで、この二番の加入及び脱退等は営業者の自由、これは非常にいいことだと思ひまして、特に今までのこういう団体法と

しての新しい形を示すものとして私は
 非常にいいと思います。
 次の営業の合理化カルテルでは、適
 正化規模の問題、これももういようよ
 うな面からお取り上げになったら非常
 にいいのではないかと思うわけでござ
 います。

その次にこの適正化規模をきめる場合でございますが、これは厚生大臣の認可を必要とし、厚生大臣は公正取引委員会と協議をしなければならぬと、これも現在の段階としてはこれ以外に私は方法はないと思います。まあ官僚統制というような考え方も若干ありますが、現在零細業者、特にまとまっていない業者に対しては、こういうような方法によつて適正化規模をきめていくのは時宜を得たものだと思うわけでございます。

次に員外、組合員外に対する規制でございしますが、これはやはり当然行へべきものだと思うわけでございます。ただその次に出てくる組合員が適正化規程に違反した場合には、組合員に対して過怠金を課す、または降名する、この点にちょっと私は問題があると思ひますが、組合員に入っていないければ罰金だけで済むわけでございます。ところが、組合員に入っておるために過怠金と罰金を取られる。二重の負担になるのではないかと、私はこの法律から受け取ったわけでございます。この点も組合員に対してはある程度優遇されてほしい。特に団体によって自主的経済活動を活発にする場合、あるいは合理化カルテルを活発にする場合、ある程度組合員に対する優遇策があつてもいいのじゃないかと思うわけでございます。こういうような組合をやらせて

次のこの厚生大臣の役員の解任あるす一方では、罰金刑につきまして組合員は二重になっておる。ところが、冒外は一重でいい。これではみんな組合に入らない。この法の精神に逆行する。よるな感じを受けたわけでございませう。

いは解散命令、これもけっこうだと思
います。

次のこの重要事項の諸問についてのの
建議は、厚生省、利用者代表、学識経
験者、業界代表者というようなことが
うたつてありますが、これもけっこう
だと思ひます。ただ問題が起ります
ので、利用者代表ということを広範圏に
この委員会に入れてほしいと思ひわけ
てゐたいです。

次はこれも大体現在と同じですな。
ただここで私のちよつと感じたことと

は、さつきもだれかが触れたと思うのですが、この指定都市というものが、この地方自治法によって指定都市になったところは、昨年のだし十一月にこの法律の適用を受ける環境衛生につきましては、業務がこの五大都市においてまあできるようにしております。ところが、今度の場合には府県一本になるといふことはですね、この第六十条の検査の問題で二重検査になるのではないかと考えられるわけでございす。つまり役所の人はこの環境衛生法によって検査をする。ところが、その今の五大都市につきましては従来の法律によって検査をする。これは経費のねだであり、同時にまた、業者も迷惑することだと思いますので、この点につきましては、やはり権限をこの法律の初めたところにつきましては、委任しなう方が業者の声も、消費者の声も聞くこ

とができて運営が円滑にできるのではないかと思うのでございます。ただこの場合に、組合員が二本建になるのではなくいかという心配も若干出てきますが、大体五大都市におきましては、業者がほとんど大都市に集まっております。大体まあ周辺にはあまりないので

はないか。また、こういうような都市に問題がたくさんあるんで、消費者の利益を考えた場合には、やはり二本建ての問題はないと私は思うわけでございます。ですからこの場合、こういう都市につきましては、場合によって組合が二本できるということも考えられますが、これはやはり消費者の利益を考え、あるいは業者の意見、あるいは運営の面から見しても、これはこのようにした方が、今後の運営もしやすいのではないかと思うわけでござい

次は國連事項につきまして、生活協同組合と小売店の問題、それから消費生活協同組合のあり方、この二つをまとめて申し上げますが、入幅あるいは中林さんからさつきいろいろな御意見があつたと思いますが、消費生活協同組合というのは、あくまで販売ではなく、これはいわゆる供給といひたいと思います。従ひまして、取り次ぎでございます。入幅のところに、あるいは宣伝広告をするとか、あるいはチンドン屋を使うとか、マネキンを使うといふことは、これはいわゆる供給の行為ではございません。あくまで商行為だと私は思ひます。こういふような協同組合につきましては、普通の商店と同じような扱いをしていくといふようなことが望ましいわけでございます。それからまた

生活協同組合でお客さんをたくさんとるために、どうしても価格によって競争する、あるいは値段によつてお客さんを引きつけるようでごさいますから、特にこれからは生活協同組合に、まして、一般小売店と同じような、市価と同じような値段でもって販売を

る。そうして利益の上つた分につきま
しては、毎月あるいは半期に一度ぐら
い、利用度の多い組合員に、その利
に依じて配分すれば、そういうよう
問題は起らないのだと思います。結
問題は、その値段の点に私はあると
います。ただし、職域とかあるとい
オープンではない協同組合につきま
ては、これは厚生事業としてある程
の割引もやむを得ないと思うわけ
ざいます。繁華街にある生活協同組
の売場とか、あるいは商店街にある

揚、こういふものは、やはりそれぞれに勝手に行爲でなければ、これを商行為と認めて、一般商業者と同じように、税なりあるいは扱ひをすれば、まあことゝいうような問題も減つてくるんではないかと思ふわけでございます。それからさつきも言つたように、もし現金返すのがまずければ、これをいろいろ厚生施設にするとか、そういろいろ資金に使われれば、問題もぐんぐん減つてくると思ふわけでございます。その他、員外利用という問題もございしますが、根本的な問題は、いわゆる販価格に私はあると思ひまして、その販価格が解決してくれば、員外利用点もだんだん變つてくるのではないと思ひます。まあ大体私の意見はこゝぐらいでございしますが、今後この法が、かりにできたといひました場合には、やはり業者にしまでも、あ

程度安定した、しかし、その安定をす
るために不当な、消費者を欺瞞したよ
うな価格にしないように、やはり業者
もあまり強い意見を出さないで、やは
りみんなが楽しい買い物ができるように
うな協定を結んでいく、適正化規程を
適用していくというようにして、みん
なが楽しい買い物のことができる、いわ
ゆる生活に潤いを持つというような方
向にこの法律を育てていけば、私は非
常にいいものと思えます。

大休日はこれで終ります。失礼
いたしました。

○委員長(千葉信吾) 御苦労さんでし
た。

○委員長(千葉信吾) それでは、次
に、主婦連合会副会長三巻秋子君にお
願いをいたします。

○参事人(三巻秋子) 主婦連合会の
三巻でございます。本法案は、私たち
の日常生活に密接な関係のあるサービ
ス業の衛生措置の確立と、施設の改善
向上をはかるのが役目だと思えます
が、実は救済法を排除して、価格の協
定のカルテル行為を目的とするもの
で、これによって経営の合理化がなく
なり、値上げに過する消費者泣かせの
法案でありまして、既存業者保護に尽
きる法案であると思っております。こ
の法律が成立する前に、すでにおふろ
屋さんは猛烈な値上げ運動を起し、
パーマネット屋さんは、全国的に一斉
に値上げの指令を出しましたし、十円
とふや百円床屋は、組合の圧迫を受
けまして、町から姿を消しておるよう
な状態でございます。いくら政府が価格
協定などを出さないとおっしゃいまし
ても、価格協定などをして消費者には悪

影響を及ぼさないとおっしゃいますけ
れども、消費者は借用することはでき
ません。私たちは、みだりに過当競争
をしたり、安い料金や安い価格で売ら
れることがかりを喜ぶものではないで
しょう。衛生を改善されるという保
証がなく、各業体の不平等を、一片
の法律によって平等化しようというそ
の矛盾、そのしわ寄せを消費者へかけ
られて家計を脅やかされるということ
は、この法案に対して全面的に反対す
る理由でございます。

法案の内容に少し触れてみますと、
第一条の目的の言葉の定義につきま
して、そもそも環境衛生の環境は、具
体的に何を対象にしているのか。室内外
か、建物内外とか、地区の内外等にお
きまして、環境の様相は種々雑多で
ございます。この雑多な内容であれば、
ほぼ全体にはいろいろと違つた対策が
要るわけでございますが、具体的に第
二条に出ております環境の内容の違つた
営業を一括して、このような統一した
理論的根拠のない組み合わせでもって統
制するということとは不合理でござい
ます。ですから、環境衛生というよう
な不明確な言葉によらずに、端的に衛生
施設に対する取締りという事柄をは
きりさせることがいいと思えます。つ
まりこんな法がなくても、各業界は単
独の取締法の趣旨の徹底をすれば、そ
の趣旨が徹底できるわけでございます
て、次に過度の競争によって適正な衛
生措置を講ずることが阻害されると書
いてありますが、競争は企業と企業と
の間において、営業の全部をもつて競
争するものでありまして、衛生部面
の競争はその一部分でありまして、過度
の競争は、必ず衛生措置を阻害する面

にばかり出てくるとは限りません。そ
れを衛生面が阻害されるからといつ
て、企業の全体に影響するような競争
を制限する立法、たとえば料金規制と
か、経営の安定をはかるといつて業者
の規制をするとか、販売価格の制限を
するということをするのは不当
であると思えます。

次に第二に、適正業種について考
えてみますときに、全部単独法によつて
取り締られておるといふ業種でござ
いまして、飲食店並びに喫茶店は、
食品衛生法を強化すれば事足りま
すし、深夜喫茶は都条例によつて営業時
間の取締り強化をすればできます。
二番目の食肉販売業は食品衛生法で、
あるいは都条例の強化でこれが防
げますし、氷雪販売業もこれに防
げます。加えるならば、他の全部の食品販売
業にこれを適用しなければなりません。
ことに全生産、加工並びに販売場まで
これを加えなければなりません。理容
業、美容業は、一番環境衛生に近い業
種でございますが、これまた理容師
法、美容師法という法律がございま
す。映画とか演劇とか興行場、これは
興行場法をもつて足りましますし、何本立
かで換気のますさは、建築法で最初
これを規制することができまします。旅館
業は旅館業法があり、現に改正の運び
になっておりますし、特殊旅館は単独の
都条例でまかなえると思えます。浴場
には浴場法があり、クリーニングには
クリーニング業法があるわけござい
まして、この法の強化をすれば十分保
てるわけでございます。クリーニング
のどこが環境衛生に適合するの、か
以上をいろいろ調べてみましたとき

に、七業種の組合で共通した理論的
根拠が乏しいように思えます。

次に、第八条の組合の事業でござ
いまして、第一条、第二条の見解からし
ますならば、一、二、三の事業を行
う必要はないと思えます。四から九は
衛生の規制により必要でござい
ます。要するに、本法案は七業種のおの
に単独法がございまして、その強化に
よつて本法の趣旨は達成できますか
ら、特別にこの法律を成立させる必要
はございません。むしろその悪弊が消
費者を脅かします。ことに本法が成立
すると、本年度に千七百万円の予算を
要するが、この法律の末端に書いて
ございまして、消費者は物価の値上りとともに、その
負担をするのと同時に、この一千七百万
円の支出を税金で負担するような二重
の負担をこうするわけで、大へんむ
だなことだと思えます。

以上基本問題に触れましたが、主婦
連合会は、二十三年以来、経済安定の
ためにいろいろと組合と常に話し合
いをして参りましたが、各業界の実態は
協同組合法のもとにすでに協定価格を
作っておりまして、組合組織を固め、
その政治力は実に大きく、値上げに政
治の力を注がれることは大へん上手で
ございまして、決して条件が下つても
値下げした床屋はございません。今度
のように、法が成立すれば幹部のり
コールもできることになっていくそう
でございますが、組合幹部のボス化は
ますます強力なものになるでござい
まします。また、適正化規程とか料金規程
等の設定に審議会並びに公正取引委員
会と協議の上であります。団体法の
方は同意を得る、たとえば許可が要る
ことになりましたが、こちらの方の協議
は相談すればいいのであつて、何の権
限もございません。ましてや消費者の
意見などはいくらも無視されがちなで
ございます。現にこの値上げ申請に対
する当局の一方的な発表に不満を持
っております。私たちは、原価計算の基準
になります。一日の入浴使用者数とか、石
炭を持ち寄り、品質等実態を調査を
いたしましたところ、都の条例では距離
制限があります。上には、衛生基準から割
り出しまして、利用者は約五百から六
百人を規定していられるように察しま
すが、私どもの調査では、最低八百か
ら千五百もいるのでございまして。石炭
の値上りも理由の一つにしてございま
すが、これは粉炭で、それもろくろく使
用していないような状態でございます
。また、最低生活ができないとい
うことで申請しておりますが、業界は
一人で、二軒の営業はさらださうで
ございまして。今厚生省に私たちは、原価
計算に必要な要件をいろいろと質問の
形で要求しておりますが、質問書到着
の上、あらためて抗議するつもりで
ございまして。

なお、価格の決定は、いつも最高価
格をきめるものでございまして、十五
円のふろ賃ならば、それはそれ以下の
十円があつても当然でございまして
に、組合の圧力はそれを最低価格とす
るのが常識でございまして、このよう
に協定の上にあぐらをかき、サビビ
の減退はおびただしく、当然守られる
べき湯の清潔度なんかは保健所の監視
の届くものではございません。どて金
を積んで建築の権利金をせしめる人も
いるというふうな今日、どうして自主
的な効果の期待が持てるでございま

う。百円床屋をダンピングだと公正取引委員会に申請した。理容業は原料費を十五円、人件費を三十円から五十円、平均四十一円、それに雑費十五円を計算いたしますと七十一円あればいいのでございまして、この線を割らない以上はダンピングとは認められませんか。クリーニング代もオーパー一着二百五十円のところもございまして、四百円から四百五十円でやっているとこゝろもございまして、むしろ二百五十円の方が上りがいいことを聞いております。こう見てもききまして、低料金には不衛生であるとか、過当競争が即衛生設備が悪いといふことの断言はできないはずでございまして、低料金がないと可能かという理由に、よその店が高いといふことと、交通の便利がよくて人が集まるといふことと、雇い人を歩合制にしている、その歩合制で職人が幾らでもなり手があるといふので交替制にしておりますが、こういうことを考えてききましたときに、いろいろ条件によりまして同じ価格には必要だといふことで、この問題は社会問題と労働問題でございまして、決して環境法の問題でないといふことは事実のようでございます。パーマの原価計算あたりは、その原料の占めるところはわずかのものでもございまして、この業界が常に業者が多いといふことを言いますが、学校でもってほとんど子弟を教育していつては実情は御承知の通りでございまして、地元の役員とか、大きな業者はその資本に物を言わせて、文化会館に入り込むとか、いろいろな手でもつてかけ込みでございまして、着々とこの法案を見越して自分たちの店を張っている状態でございます。食肉

におきましては、全くこれは業種の中へどうして加えられたのかと思つてはございまして、肉の生産高は戦前の二倍になつております。これだけ消費しているからこそ業者もふえれば消費もふえて、決して不況とは思われません。消費者は食生活の改善とともに、安くていい牛肉を欲しているのでもございますが、私たちの手元にききましてに流通機構がいかに不明朗でございまして、その取引は安くなり、この法律の制定によりまして、ますます封鎖的取引の方法を温存せしめまして、カルテルによつて値段は上り、国の食糧政策に相反するものでございまして、適正化規程ができて、一等肉幾らという保証はたれがつけてくれるのでございまして、百匁の肉を買いますとき、業者はあふら身をあらちこちらにまぜて売っておりますが、先ほどもこれを御承認なさいましたが、それが私たちの見たところの通例でございまして、ひき肉等は牛肉と書かずに、肉と書けば何をまぜてもいいといふような、文句の言えない条例でございまして、品質鑑別もわからない消費者は、条例の改正もしない不親切なお役所を見て、どうしても消費者保護だとは思いません。私たちは、自由な店で、この店は目方がいい、品質がいいとかいうことを見きわめて買物をしていられるものでございまして、商人のあり方といふものは、お客にいいものを上手に買つてきて安く売るといふのが通常の原則でございまして、法律によつて価格協定をして、業者にも、消費者にもこれをしていくことはいき過ぎでございまして、人間の消費を型に入れることがむずかしければ、小売業を型に入れる

こともできないといふことをある学者は言つていらつしやいますが、こんなことになれば、消費者はおそらく消費者の権利である消費組合をどんどんこしらへ、衛生度のいい、きれいなところへ集中していくのが人情でございまして、商人はこんな法律を作るたびにたんつぽを買わされてはうるさくて仕方がないと言つておられますが、法の作成に血眼になつていふところを見ますと、どこかにいいことがあるのでございまして、大へん失礼な言ひ分です。しわけございせんが、経済の原則を大きく改革するやうな重大な問題を議員提案で、提案者すらお目にかかりまして、これを陳情いたしましたときにろくろく内容も御存じないことになつたが、団体法と環境衛生法と、私たちはその場に出合せたのでございまして、ある一部の方の指示で国会のどつかでやりとりされて、これが消費者におしつけられるといふのでは、これはたまつたものではございせん。本委員会こそ真剣に御検討下さることを希望いたします、私の発言を終らせていただきます。

○委員長(千葉信吾) どうもありがとうございます。

○委員長(千葉信吾) それでは、次に、川崎市青色申告会会長高橋八十七君にお願ひいたします。

○参考人(高橋八十七君) ただいま御紹介いただきました川崎市青色申告会の高橋でございます。

実は一昨日この通知をいただきましたので、資料を持ち合せておりまして、一応私の感じたことを御説明申し上げたいと、こう存じております。

す。本日の、環境衛生に関する法律案につきまして、私はこの案に對しまして一応賛成を申し上げたいと思つております。第一章の第一条「目的」でございまして、この一条にうたつてありますことと、すべて現在の社会は、いたずらな過度の競争に走つております。関係で、私のただ感じたことを一つ申し上げますといふと、一番私どもの考えるべきものは、理容業者であると思つております。現在私川崎であります。川崎の理容業者には第三国人が非常に多く、これを営業してあります。関係で、私もいろいろとありまして、まるで採算のとれないような営業をしてあります。これはともに他の業種を営んでおります関係で、いわゆるパチンコ屋とか、あつちのものを営んでおります関係で、その赤字を他の営業によつて補てんしております関係で、そういうことをしているのだと私も思つております。従つて、安かろう、悪かろう、いわゆる通称この床屋のことをちまたではいた床と申しております。かみそりも三回とがなくてはいけないものを一回で、そうして顔をむしるごとくにしてやつておるやうな状態であります。そういうやうな関係で、すべてのものが過度の競争をいたしますといふと、いわゆるマージンがせばまり、そしていわゆる店の改装すらできないと、こういうふうに私存じております。

私いわゆる青色申告会の立場でございまして、零細業者の一つの納税の会でございまして、私それについて、一応関連性がございましてからお話し申し上げたいと思つておりますが、いわゆるその業種々々によりまして、国税局はその利益を荒利益といふものをきめております。その荒利益が、果してその荒利益によつてわれわれが営業をして行かれれば何ら納税について苦勞がないのであります。しかしながら、その競争によりましてその荒利益が大幅に削減され、しかる後青色申告いたしましたも、後によつてその所得を、荒利益を、いわゆる標準率によつて荒利益を逆算されますことになりまして、いわゆる修正申告といふことになりまして、われわれ小企業者はいつてもその税金によつて悩んでおるのでございまして、さういふ状態におかれまして、本法が通過いたしますれば、われわれの荒利益によつて営業もでき、また、税金の面におきましてスムーズに完納ができるのじゃないか、こういうふうに私考えております。

また、生活協同組合に移りますが、川崎市はごらん通りの工業地帯でございまして、各所に購買会並びに生活協同組合といふものがございまして、その最近によりまして、生活協同組合は先に川崎市の税務署によりまして、国税局の指令を見まして、個人利益の生活協同組合でございまして、課税の対象を受けましてこれが一応整理されました。最近では非常にその会員の数も営業数も減りまして、今のところでは、川崎市については生活協同組合の被害といふものは中小企業者にはないやうに感じておりますが、半面大工場に組織されております購買会でございまして、その購買会の運営がいわゆる市価のネット価格の一割ないし二割くらい安く売つておるのでござい

ます。たとえてみますと、薬品なども原価七十五円ぐらいするものを五十円ぐらいでもって販売してあります。これはこの調査をいたしましたところ、その大会社の健康保険組合の基本金をそれに導入いたしました、そして一般会社の従業員に販売してあるのでございますが、会社の従業員だけではなく、これを員外者、会社の従業員以外の者にこれを販売しております。それがために非常に川崎の小売商人は困つておるような状態でございます。何らかの法律の処置をきめていただきたい、こう存じております。

まことに私のこの本席に對します御説明が難解でございましてまことに申しわけないのでございまして、この程度をもちまして御答へ願いたいと思つております。

○議員(千葉信吾) 御苦労さんでした。京都市市議員末本徹夫君にお願いします。

○議員(千葉信吾) それでは、次

○参考人(末本徹夫) ただいま御紹介を得ました京都市会の末本でございます。私どもがこの席上におきまして、参考人といひまして意見を述べられておりますこの法案は、すでに去る四月二十七日の衆議院を經まして、目下参議院におきまして審議中でござい

自治法の一部改正におきまして決定実施を見ましたところの大都市に關する特例、すなわち、大都市制度確立という点から御慎重に一つ御配慮をお願い申し上げます。

結論を先に申し上げますと、この法案におきましては、組合監督などに関する厚生大臣の権限を知事に委任し得るというふうに規定されておりますけれども、これを地方自治法の特定都市、いわゆる五大都市につきましては、指定都市を単位に、指定都市の市長にも権限を委任し得ることに御修正をお願い申し上げます。

このように大都市を含みますところの府県におきまして、組合を複数にいたしますことによりまして、午前中にいろいろと問題になっておりました反對意見の中にもございまして、さういふいろいろな問題点も、かなり解消されるのではないかと、いふに私どもは確信を持っておりますのでござい

以下、私どもが主張いたします点につきまして、要点について簡潔に説明申し上げたいと存するわけでござい

この法案に盛りられておりますところの立案趣旨というのにつきましては、提案理由の中に詳しい御説明がございまして、私どももいたしましてはそれを繰り返す必要はないと思ひます。問題になります点は、この法案の適用を受ける業種の衛生取締りに關しましては、母法がございまして、食品衛生法あるいは興行場法あるいは旅館業法というものがございまして、こ

ういつた三法に關する認可というものは、地方自治法の大都市に關する特例によりまして、すべて知事から指定都市、いわゆる五大都市の市長の権限に移され、また、この中にございまして、この届出営業である他の種業の届出につきましても、これが市長の機關になされることになっておりまして、従

いまして、衛生上の取締りや指導につきましては、いずれもこれは市が行うということになっておるわけでござい

ます。従いまして、本法によりまして、この組合が行う日常活動は、すべて市の衛生行政と密接不可分の關係にございまして、知事は従いまして、市内に關する限り何らの権限がないというのが現状でございまして、この法案は右の地方自治法の大都市の特例の制定以前に、前通常国会におきまして立案

いたされ、今国会まで継続審議せられておきまして組合を府県単位とし、府県知事の権限のもとに置かれましたことは、当時の事情といひまして一応首肯はできるのでございまして、

すでに今申しました大都市特例が昨年の十一月から実施に移され、本法の對象となつておる営業の具体的な衛生措置につきましては、すべて五大都市の市長の権限によつて行われております以上、当然に私どもは、国会審議の過程におきまして、指定都市単位に市長を行政職とするように修正がなされるものと確信を持つていたのでござい

いても了とされるところがあつたのでございまして、結局は、法律の規定上は何らそれが認められることがござい

ます。政令をもつて、知事に委任する場合に、重要事項についての知事の処分に當りまして、指定都市の市長の意見を聞くということや、知事が市長と意見を異にする場合は、厚生大臣の判定を求めることなどの点を政令に規定することを委員会として要望するといふことにとどまつたわけでござい

ます。先ほども申しましたように、これら營業に關する衛生行政の実態は、すべて五大都市においては市長の権限になつておるのでござい

ます。なるほど、三營業法規においては各地方単位の基準の設定につきましては、府県条例または規則によりまして定められるわけでござい

ますが、組合活動はこの基準自体に關するものではござい

ません。この二重監督、二重行政が再現いたしますことになり、業界にも非常に混乱を起すことになり、ひいては責任の所在が明確を欠くことになり、行政の円滑を欠くことにもなると思ひます。また、この法案の規制を受けます業種は、いずれもきわめて局部的性格を有するサービス業務でござい

まして、府県のように、各種の社會を包含する地域を通じて、統一的に規制すべき必要性に乏しいものであると考へられるものでござい

ます。むしろ大都市におきましては、大都市特有の事情に應ずる組合活動が必要でござい

まして、組合活動を集中する意味から、私どもはわれわれの主張が正しいのではないかと考へるわけでござい

ます。事実、現在存しますこの種組合におきましても、大都市の比重はきわ

めて高く、また、大都市、市部の活動が特に緊密でかつ活発であるという点によりまして、この間の事情ははつきりと説明されるかと思うのでございます。従いまして、組合活動の合理化という点から考えましても、事情を異にし、かつ事実上強制的に活動しておられます大都市組合に対しては、法によりまして、その独立の地位を与える必要があるというふうに確信を持っております。利用者の利益を擁護するといふ点から見ましても、適正な料金または価格の判定につきまして、組合から適正化規程の申請があつて、知事がこれを認可するに当り、審査の基準となります第九条第二項各号の判定、ことに営業者が適正な衛生措置を講ずることが阻害されない最小限度の範囲の容量または販売価格の算定は、適正な衛生措置を講ずるよう常に直接営業者に指導を与えている市側が行なつてございまして、直接これに當つておりません。府県側が行くことは、現実に当面した場合は極めて困難であることが予想されたため、結局には、利用者、消費者の利益が阻害されるおそれがあるというふうな、現実の問題から私たちも考えるわけでございます。私ども大都市は、現行府県制度のもとにおける最も実行的な大都市制度といひまして、特別市制の実現を多年主張し運動して参つたわけでございまして、昨年の地方自治法一部改正によりまして、その十六項目についての大都市特例の制定の際に、他府県制度及び大都市制度の根本的な再検討がすみやかに行われると、特別

市制度の廃止を見たのでございまして、従いまして、その現実的な裏づけは、ただ十六項目の名義ともの完全移譲、大都市特例の完全なる実施にあるというふうな言ひざるを得ないのでございまして。しかるに、今回の法案は、表から行政権は移譲するが、裏面においては組合の統制を通じて、市に与えられた行政権を事実上は無効にしようという結果になるわけでございまして、これはわれわれのとうてい容認できないところでございまして。私も大都市は、参議院の皆様の審議におきましてこの点に關し正しい行政のあり方に返していただきますために、正當なわれわれの主張を入れていただき、指定市には、五大市には強制的に組合を設ける行政権の権限を直接お与えただけです。御修正下さることを強く要望いたします。このための修正点は、大体次の三点に尽きると存するわけでございまして。

第一点は、第六条の組合の単位及び区域を都道府県及び指定都市とするという点、第二点は、第五十八条の環境衛生適正化審議会を都道府県のみならず、指定都市、五大市にも設けるといふこと、第三点は、第六十四条の厚生大臣の権限の委任を都道府県のみならず、指定都市、五大市の市長にも委任し得るというふうな点、この三つの点に尽きると存するわけでございまして。大都市制度を確立いたして参りますことは、現実的、具体的には、今日の日本の政治情勢あるいは歴史的現実から見まして、まさしく地方自治を内容的にも、制度の上からも確立していくただ一つの方法であらうかと私

たちは確信を持っております。私たちは、そしてこの日本の地方自治の内容の確立、制度の上からの確立こそ、わが国の民主化のなめであるというふうな確信を持っております。従いまして、われわれがそういう問題意識に立ちまして、このたびの法案を考えますときには、どうか参議院におきましては、このような立場から、私どもが主張しておりますような御修正をこの国会においていただきますように、私も大都市側としては強く要望いたします。

○委員長（千葉信吾） 御苦勞さんでございまして。

○参事（和田進君） それでは、次に、産経時事論説委員和田進君にお願いたします。

○参事（和田進君） 私産経時事の和田でございます。ただいま参考人の方がお述べになりましたお話は、非常に具体的な問題を含んでおりました。私が申し上げることは、いささか抽象論に走つて、その点まことに申しわけないと思存しますが、この法案を拝見いたしまして感じたところをお話し申し上げて、もし御参考になれば幸いと存する次第でございまして。

まず最初に、この法案を拝見いたしまして私が感じたことは、この法案が、この法案の題名であるところの環境衛生関係営業の適正化に關する法律案という名前を持ち、そしてそれが社会労働委員会にかかつてい

るといふこと、それが私には何かしつくりこないものであります。と申しますのは、どうも全文を拝見したところ、その立法の趣旨が果してどこにおありになるのかというところが、一がい言えないように思ふのであります。言葉をかえて申しますならば、これが果して公衆衛生立法なのか、あるいは経済立法なのかという点にはまだあいまいであると思ふのであります。この点は衆議院の審議過程でも二、三の方から御質問があらわれて、提案者からお答えがあらわれました。そのお答えというものは、結局これは公衆衛生立法であり、それが中心であるが、経済立法を加味するものだというものであります。私はその御説明だけではわからないのであります。むしろこの法案を拝見した実感から申しますと、反対なものであります。経済立法の意味が非常に強くて、公衆衛生立法はつけたしのような感じがいたします。もしそうだといたしますならば、このほど衆議院を通過いたしました中小企業団法との關係は一体どうなるのか。ところが、提案者の衆議院における御説明によると、中小企業団法は経済立法であり、これは公衆衛生立法だから遠く、こういうことである。要するに、非常に形式的な管轄の区別であるにすぎないのであります。それではどうも納得できないのであります。その点をまずこの法案を拝見したときに感じた次第でございまして。

そこで、その点をもう一つ別の点から申し上げますと、たとえば第一章の目的、第一条を讀みましても、また、提案理由説明を拝見いたしましても、非常に公衆衛生上これが必要なんだと

いうところへ行くまでの持つて参り方が非常に回りくどい、最後になるほどこれは公衆衛生立法なのかというふうな思ひます。さらな説明で、言葉を強めて言いますならば、案外付会的なところが非常に強いように私は感ずるのであります。と同時に、実際にこの提案理由説明を拝見いたしましても、これらの業種は大体脆弱な業種である、従つて、こゝで過当競争というものが始まると、どうしても衛生上から見て好ましくない結果を生ずる、それを防止するためにこういう措置が必要なんだという御説明であります。ということとは、そういう脆弱な業種をいかにして強化するかのやうなことがやはりおもな目的になるのじゃないか、こういうふうな私は感ずるのでございまして。そこで、もしそういうふうな考えました場合に、こゝで環境衛生同業組合というものを業界の方が自主的に作り出した場合に、名前は自主的に業界の方が任意加入でお入りになるのでありますから、民主的に運営はされるわけでありまして、結局この法案の結果として現実的に出てくる問題じゃないか、こういうことも考えられたいわけではございません。というところは、半面から申しますと、この法案に反対する方がよく言われます既得権を擁護する結果を生じはせぬかという心配も成り立たないわけではないやうな気がいたします。もつともこういう問題につきましては、適正化審議会でございますか、があつて、公平な審議をするからそのやうな心配はないという提案者側の御答弁もわからないでございまして、その場合はあとで申

し上げますように、審議会の力、實際的な役割がどこまで果されるかということに繋がって行く問題であろうかと存じます。

それからこの提案理由の中で、こうした数々の問題は、行政上の指導監督によって改むべきではありませんが、従来の実績から見ても手不足の關係などもあつて、行政力のみによって万全を期することはきわめて困難である、従つて、業界の自主的組織を通じて過度の競争による弊害を除くんだというところがここに出ておりますが、私も考えますのに、先ほど主編連の方からは本末すでに衛生諸法規がございまして、その諸法規が満足に履行されておるならば問題は起らないはずのものと存じます。それが徹底しないというところは、一面から言うならば、これは現在の政治力の貧困と申しますか、この環境衛生、公衆衛生という点はいつでも政治の上で問題になります。非常な日の当らない場所に置かれておるわけでありまして、これは中央も地方も同じことでありまして、たとえば蚊とハエを退治する運動なども、非常に表面に現れたところは派手でございまして、實際はそれほどの効果は上つておらない。その他公衆衛生に関して何か私どもが実際に自分の身辺においてこうしたい、ああしたいということを感じながらも、それが実行できないというところの半面には、その中央なり、地方なり、地域社会の政治力が弱い、つまり公衆衛生、環境衛生關係の予算は非常に少い、結局思つたこともできないのだというふうな目にしばしばあらうのであります。たとえば、この間行

政監察報告でもございしましたが、保健所が非常に貧弱だということが問題になりましたが、地域社会の保健のセンターになることの保健所ですら、とにかく必要な人間、専門家の定員すら埋まらないという今日の事情からいたしまして、とにかくこの環境衛生というものが非常に状態が劣悪だということとは、必ずしもこの衛生、ここにあげられた業種ばかりではなく、国全体の問題として、つまりもつと大きく申しますならば、国民全体の公衆衛生に対する関心というものが、それほど低いのだということにもなるかと思つております。といひますならば、たとえば、ここでもしこの法文が公衆衛生立法であるならば、公衆衛生立法として、この環境衛生同業組合に、それだけの効果を期待しておいでになるというたしとしても、これは同業、業者の方には失礼な言ひ分かも知れませんが、そういう衛生關係の仕事をしておいでになる方が必ずしも衛生知識が高いとは申されないと申すのであります。結局、そういう一般の国民的なレベルでしかないといひますならば、そういう組合が作られ、公衆衛生を守るといふ立場から何かなさろうとして、あまり大きな期待はかけられないのではないかと。それよりもむしろ実は提案者が加味をすると言われた方の経済的な効果の方が大きく出てくるのではないかと。ところが考えられるわけでありまして、と申しますと、その立法者の御趣意がどこにありますかとは別といひましたし、結果的に見て、どうも悪い面が強く押し出てくるのじやないかという懸念がいたさないでもないのであります。

それで、もう一つこの組合のことで申し上げますと、これはこの環境衛生同業組合だけについて申し得ることではございせんが、日本におけることでは民主主義一般の問題でございまして、これは、一つの組織の民主的運営というものは、まだわが国におきましては、残念ながら、それほど熟しておりません。従つて、こういう組合が作られた場合に、やはり何か実力者と申しますか、実権者と申しますか、そういう方がこの組合を牛耳るというよりなことになりやすいということが言えるのであります。もし、業者の自主的な自衛的方法によつて過度の競争を防止するといふ、その御趣意はけっこうでありまして、それがその自主的、自衛的といふ言葉の實際の持つ意味が、結局、まあ、わかりやすい言葉で申しますならば、いわゆる業界のボスの牛耳ることになるというところになっては、これははなはだ好ましくない影響が生ずるのではないかと、こういう感じがいたしますわけでありまして、もつとも、これにつきましても、この条文のどこかに役員のリコール制とかいうことが規定してございまして、切り捨てごめんといふことはもちろんございせんが、しかし、こういう規定は、いかなる組織の場合にもありながら、実際にはそれほど有効に使われていないというわが国の現状からいたしまして、この組合がどこまで自主的に、民主的に運営されるかどうかということについて、いささか懸念なしといひたしません。ことに、その組合が、この条文では、任意加入であると同時に、一方で、たとえば、アウトサイダーに対しては、料金、営業方法等の制限を命令し

得るといふ強い力を持っておりますから、そういう場合に、ことにこの問題は慎重にお考えになつてしかるべきことじやないかと存じます。結局、こういう同業組合というふうなものができまして、場合の通弊でございまして、現状が、業者が脱出いたしました、過当競争によつて非常に好ましくない状態が生ずれておるというところは、これを反面裏返して申しますと、結局、組合ができて統制的なものになる、その際に安住をして、そうして今度は個人の創意なり、あるいはサビズといふものを生かす努力を失うのでないかといふことが憂へられるわけでありまして、この点は、従来のいろいろな例から申しまして、大いに問題のあるところではないかと存じます。

それから次に、利用者あるいは消費者といふ立場から申しますと、やはり問題は料金、先ほどやはり主編連の方から申されましたように、料金が上るのじやないかといふ心配がこれは非常に大きいわけでありまして、まあ、その料金につきましても、適正化審議会の方でもいろいろ御審議になるから、そうたとえば業者なら業者が勝手にきめるわけじやないかといふことはわかりますけれども、まあ、いすれにいたしまして、今の過当競争によつて、その衛生施設や何かが劣悪になるということ、結局、反面料金をそれほど安くせず、その余力を衛生施設の完備の方へ持つていくということの意味すると思ひますが、そういう点からいって、料金が安くなつてくるようなことは考えられませんが、結局、高くなることかと思ひますが、今もおふろ屋の湯銭の値上げが問題になりましたけれども、まあ、私も仕事の關係で投書などもしばしば見ておりますが、最近の湯銭の値上げといふことに対する一般の関心というものは想像以上に強いものがあります。たとえば一日にたくさん来る投書の中で、十通ぐらいは、そのふろ銭を上げるなという御意見があるわけでありまして、その中にときたま一通、とにかくふろ屋でも石炭が上れば上げなければならぬのだ、石炭が上るときに文句を言わないで、ふろ屋の値上げばかり文句を言うのはおかしいじやないか。大体、主婦たちは自分の卒主たちが月給が上るときに一々文句をつけるのかといふことを言つてこられた方があります。こういう方は、私の見てゐる限りでは、むしろ生活にゆとりのある方で、ほんとうの裸の民衆の気持といふものは、今日少しでも生活費を安くしたいといふことにあるのでございまして、そういう点から申しまして、この法案がもしそういう方向に進むならば非常に大きな脅威になる、こういうふうな感じがします。

まあ、それに、たとえば、この料金につきましても、衆議院で、これも提案者が御説明になつた中に、とにかく料金が、あるいは商品の値段が、安いといふことは、必ずしも受益者の利益になるとは限らないといふことを申しておられます。要するに、安からう悪からうといふことをおっしゃつたのだらうと思ひますが、その反面安くてもいいものがないわけじやないものであります。たとえば、卑近な例で申し上げますならば、散髪屋へ行くにいたしまして、百円の看板が出ていれば安心して行くわけでありまして、まあ、私はそういう

ところをよって行くわけでありまして、百円のところで、これは百円並みだと思つて出てきたことではないのであります。たとえば施設もよくできておりますし、それから清潔感も非常にあります、そういうような事実もあるのをごさいます。それをもしたとせば百五十円並みにするといふようなことになりまして、非常に大衆の負担といふものが多くなる、そういう点も一がいには私はすべてが過当競争によつてそういう方で無理をきかせておるから悪いといふことでは割り切ることにはできない、こゝろふに思ふのであります。まあ、極端な例を申し上げますならば、二三年前に就んだものであります、アメリカのある床屋さんが、一生涯初めの料金と同じ料金でやつてゐる非常に変わり者があるといふような記事が出ていて、私はおもしろく読んだことがありますが、そういう一つの商人道と申しますか、そういうものはやはりあつていいのじゃないか、これは自由経済のむしろ特徴と申しますか、そういうものがあつていいじゃないかといふふうに感ずるわけでありまして、これは極端な例で例にはならないかも知れませんが、そういうものではないかと存じます。

それから最後に、先ほどの生活協同組合のお話でございますが、これはやはりケース・バイ・ケースで、一がいには言えないのじゃないか。先ほどからお話ございましたが、まあ極端な、たとえば宣伝で一般の商行為をやつておるといふことは確かに問題はあるでしょう。しかし、実際にその職域における職員の厚生福利施設として行われおるような場合に、これすらも小売

商の妨害になるというので問題にするといふことは、いさゝか行き過ぎじゃないかといふことを感じます。まあそういう職域で、多少でもそういう福利施設を利用できるというところは、勤めてゐる人間からみまして、これが一種の付加給付的な意味を持つてゐるわけでありまして、でありますから、これは多少の違いはあるにいたしまして、しがないサラリーマンにとりましては非常に大きな違いがあるわけでございます、たとえば、化粧品が二割、二割安く買えるといふことでも、奥さんに頼まれてきて、それだけは忘れないで帰るといふことは、それほど切実に施設のありがたみを知つてゐることにならうかと思ひます。そういうような意味で、これはやはり個々の事実についてもよほどよくお調べになつて、そしてその影響によつて実際にどういふ手を打つかといふことをお考えになつたらどうかといふふうに感ずるわけでございます。

そこで、結論を申し上げますと、冒頭に申し上げましたように、この法案が果して公衆衛生か、あるいは経済か、そのいずれにその主眼を置かれてゐるのか。それによつてこの中にお取りきめになる個々の条文についても幾分検討をされなければならぬことがあるんじゃないかといふふうに私は感ずるのであります。そこで、参議院ではこれから御審議になりますので、もう一度提案者の方をまじえてその点を深く突つ込んで、せつかくお作りになる法律案でしたならば、一つりつぱなものを作つていただきたいと、こゝろふに感ずるわけでありまして、はな

はだ簡単でございますが、私の話を終ります。

○委員長(千葉信君) 御苦労さんでございます。

引き続き、参考人の方々に對して御質疑を願ふことになつておりますが、その前に御報告申し上げて御了承を得たい事項がございます。三卷参考人は先ほど御意見を述べになつたあと退席されましたが、これは先ほど急にお家の方から親父がなくなつたといふお知らせに接せられて退席された次第でございますので、この点御了承願ひたいと存じます。三卷さんには大へんお気の毒なことをいたしたと思ひます。

それでは御質疑を願ひます。

○高野一夫君 商工会議所の高橋さんに、二簡単に伺いたいと思つておりますが、この法案に関連していろいろな問題について御意見を述べになつた中に、先ほど午前中の参考人の方々の意見とも関連してゐる点が多々あつたわけですから、そこで、私は、実はこの生協と小売業者の問題につきましては、現在参議院にかかつております中小企業団体組織法案の中に、商工組が団体協約をやるその相手方に生協がなり得るならば、ここで非常に円滑なるあり方の相談ができるのじゃないか、こゝろふに考へてあつたわけでありまして、御承知の通り、衆議院における共同修正によりまして、団体協約、団体交渉の相手方から農協とともに生協を除くことになつてしまつて、非常に私はその意味において、あの法案に對して失望しておつたわけですから、こゝろふ、この法案によりまして、生

協が食肉販売をやり、あるいはクリーニング、美容業、理容業等をやるという限りにおきましては、この環境衛生法に入るべき立場にある。そこで、せめてこの法案の環境衛生同業組合の中に、この関係の業務を生協が営んでゐる場合には、生協がこの組合に入つて、こゝろふ一般個々の業者との間の協定と言ひますか、生協は生協としてのあり方、小売業は小売業のあり方についていろいろの円満なる協定ができるんじゃないか、こゝろふことを私は多少なりとも期待しておるわけでありまして、こゝろふ点について、商工会議所ではどういふふうにお考えになるか。今も和田さんのお話ございましたが、われわれも適正なあり方の生協については何れも保護こそすれ、これを否定するものではないと思つて、これを、しかし適正でない生協、購買会も含めてそういうことがあるから、そこでこれを防がなければならぬ、こゝろふ思つてゐるわけでありまして、そこで、生協はこの環境衛生同業組合の中に入る。これは従つてこれに関する營業をやつてゐる限りにおいて生協が入るのである。こゝろふことによつて、多少なりとも両者の緩和策ができるものであるかどうか、この辺について何か御研究になつたことはないでありませんか、いかがでしようか。

○参考人(高橋重一君) 今、何か研究になつたことがあるかどうかといふような御質問でございます。私の方としては、さつきも八幡から日商の方へ意見を出して、その後通知がなかつたと言われた点についてちよつと触れてみたのでありますが、これは一昨年であります。昭和三十年の十一月

に全国の意見を取りまとめまして、厚生省並びに関係官庁へ意見書具呈しております。ですから、あの方は会議所へ行つてその具申書を見なかつたのだらうと思ひます。それにつきましては、それぞれ会議所から出てゐるいろいろな雑誌、あるいは新聞でそのようなことを報道しております。

それから今、一般商店と生活協同組合の問題について研究したことがあるかといふことにつきましては、さつき私が申ししたように、生活協同組合、あるいは購買会といふのはあくまでも供給であり、取り次ぎであつて、販売ではないんだという考え方を持っております。従ひまして、販売行為に近い場合には、それぞれ商店並みの税金なり、あるいは扱いをするようにといふような意見でございます。

○高野一夫君 日本商工会議所は、あなたもそのメンバーであるわけですが、商工会議所が二、三年来、全国の生協等の問題について深くいろいろ調査を進めておられる。その内容が適切な材料であるかどうか、これはわかりませんが、あらゆる角度から批判をし、これにいろいろな事例をあげておられるわけですから、こゝろふ、この日本商工会議所から出てゐる説明書、パンフレットを見ましても、やはり適正なるあり方でない生協が少なからずあるといふことはお話がありました。そこで先ほどお話がありました、適正なる生協はほんのちよつとあれが、適正なる生協のあり方は、あなたのおっしゃる供給であつて販売でないといふ、これはもう当然のことだらうと思ふの

ですが、しかも宣伝を大いにやる、そういうものもなきにしもあらず。そういうようなものをどういうよりよいふうにしてこれを防ぐかというよりよいことを、生協当事者と、小売業者当事者との間の折衝と言いますか、これは悪く言えば、今後はけんか腰になるだろう。そういうことにまかせておかないで、各地の商工会議所、あるいは日本全体としての日本商工会議所、どういふものが中心になって、何らか適当な緩和策か、打開策か、両者ともに生きていけるような方法についていろいろ対策をお練りになつてしまふべき時期じゃないかと私は思ふわけでありすが、そういうような努力はなさつたのであるかどうか。そこで念のため、午前中の八幡の長野参考人のお話を伺つて、八幡の商工会議所から日本商工会議所に陳情したけれども一片の返事もなかつた、こういうような事態がある。そこで、その点について、ふつかけて伺うわけですが、さういふことであつては、いつまでたつたて生協と小売業者が現在のごとく水と油の状態にあつたのでは、なかなかこれは話がつかない、そういう点について何か少しも具体的に誠意をもつて商工会議所あたりがその調停と言いますか、何か対策を練るあつせん役をお勤めになるお気持はないのか、また、そういうことはやつたけれども、やはり効果を得なかつた、こういうふうな事実でもあるのかどうか何つておきたいと思ひます。

りまして、各地の小売店と生協の摩擦の激しい地区については調査しております。そしてそれによつて一応具申書を作つて出したわけでございます。たゞあの方が見なかつたのではないかと思ひます。

○高野一夫君 八幡の問題は取り消しますが、そこでさらにこの法案にもやはり重要な影響が最後には来ると思ふわけでありまして、午前中もお話が出た、午後も出た、本日の参考人のお話を伺つて、ほとんど半分以上の内容がその生協と小売店に關係したお話に触れたり戻つたりしてゐる。そこで、午前中のお話も出ました通り、私もまた実見しておりますが、もうあらゆる品物を事実上売つてゐるわけですから、もう供給でなくして、供給といふ考へ方で見られる状態ではなくして、外観もやり方も百貨店然として生協の購買として、生協の購買といふのはおかしいが、販売機構、そこで一般の組合員外にも自由自在に売つてゐる。売つていないのは機械がどういふものか、自販車とかさういふものまであらゆるもの、ラジオから何か何まで売つてゐる。そういうふうなことにつきまして生協で扱う、これは厚生省の關係にもなるわけでありまして、商工会議所として、いろいろな市中の商工業者の繁栄性といふこともお考えになるべき商工会議所としてお考えに再検討する必要がある、こういうふうなことをお考えになつたことがあるかどうか、あるいはそういう事情はないんだといふことであるかどうか、と同時に、それに關連しまして員外利用をどういうふうにして防止することができるか、こういう点について具体的な御意見があるならば、それを聞かせていただきたいと思います。

○参考人(高橋重一君) では昭和三十年に出した日本商工会議所の建議の内容にだいたい触れておりますからそれを申し上げます。

まず員外利用につきましては、まず身分証明書あるいは組合員証明書を提示して購入伝票制にする、これを採用しろと、そして月給からさつ引くようにしろといふようなことを言いました。それから購入金額について制限をしよう、これもやつております。それから扱ひ品につきましては、そのときの意見書には触れておりません。それから店舗につきましては、生活協同組合、購買会の店舗は工場、事業場などの構内及び従業員専任住宅に限定し、市街地にある既存の店舗は将来できるだけ整理するようにすること、そういうふうにして書いてあります。

ですが、しかも宣伝を大いにやる、そういうものもなきにしもあらず。そういうようなものをどういうよりよいふうにしてこれを防ぐかというよりよいことを、生協当事者と、小売業者当事者との間の折衝と言いますか、これは悪く言えば、今後はけんか腰になるだろう。そういうことにまかせておかないで、各地の商工会議所、あるいは日本全体としての日本商工会議所、どういふものが中心になって、何らか適当な緩和策か、打開策か、両者ともに生きていけるような方法についていろいろ対策をお練りになつてしまふべき時期じゃないかと私は思ふわけでありすが、そういうような努力はなさつたのであるかどうか。そこで念のため、午前中の八幡の長野参考人のお話を伺つて、八幡の商工会議所から日本商工会議所に陳情したけれども一片の返事もなかつた、こういうような事態がある。そこで、その点について、ふつかけて伺うわけですが、さういふことであつては、いつまでたつたて生協と小売業者が現在のごとく水と油の状態にあつたのでは、なかなかこれは話がつかない、そういう点について何か少しも具体的に誠意をもつて商工会議所あたりがその調停と言いますか、何か対策を練るあつせん役をお勤めになるお気持はないのか、また、そういうことはやつたけれども、やはり効果を得なかつた、こういうふうな事実でもあるのかどうか何つておきたいと思ひます。

○高野一夫君 生協は一般市民が組合員になる場合があるから、その中に生協の販売の機関ができてやむを得ないかも知れないが、生協でない大会社の購買部ですね、これについてもやはり同じようなことが言えるわけなんです、これも商工会議所で十分御研究置きだと思つてありますけれども、この大工場の購買部がこの工場と關係のない町のまん中にやはり百貨店然としてかまえてゐる、こういう点については、商工会議所としては何かやはり警告でも出すとか、これは少しひどいじゃないかとか、もつと何とかやる方法があるんじゃないかといふようなことでも、そういうようなことを折衝さ

れたか、あるいは持たれたか、何か方法を尽されたことがありませんか、こういうことについて。

○参考人(高橋重一君) それにつきまして、その地区に行きまして向うの生活協同組合の代表者とこちらで相談をいたしてございまして、解決策の糸口を見つけたと努力しております。

○藤田藤太郎君 商業会議所の高橋さんにお尋ねしたい。この農業者、商業者、工業者の増加率を、増加してゆく推移をお話になりましたが、これが特に商業、要するに商人がふえて急激なる増加をしたために過当競争、要するに長時間営業によつて無理してからだをいためておる。こういう状態の中で設備の改善、技術の研究といふものができない。むしろそこに働いてゐる人は労働強化の問題にまで発展してゐる状態である。これが一般的な傾向であるといふことを言われた。問題は、私のお聞きしたいことは、こういう工合にして商人がたくさんふえてゆくといふこと、こういう状態に対して、これはこれでいいというお考えであるか、これをどういふ工合にして解決するか、その解決方法について論議されたことがあるか。あなた自身はどういふ工合に、こういう急激に商人だけがふえていつてゐる状態についてどういふ工合にお考えになつておるか。

ですが、しかも宣伝を大いにやる、そういうものもなきにしもあらず。そういうようなものをどういうよりよいふうにしてこれを防ぐかというよりよいことを、生協当事者と、小売業者当事者との間の折衝と言いますか、これは悪く言えば、今後はけんか腰になるだろう。そういうことにまかせておかないで、各地の商工会議所、あるいは日本全体としての日本商工会議所、どういふものが中心になって、何らか適当な緩和策か、打開策か、両者ともに生きていけるような方法についていろいろ対策をお練りになつてしまふべき時期じゃないかと私は思ふわけでありすが、そういうような努力はなさつたのであるかどうか。そこで念のため、午前中の八幡の長野参考人のお話を伺つて、八幡の商工会議所から日本商工会議所に陳情したけれども一片の返事もなかつた、こういうような事態がある。そこで、その点について、ふつかけて伺うわけですが、さういふことであつては、いつまでたつたて生協と小売業者が現在のごとく水と油の状態にあつたのでは、なかなかこれは話がつかない、そういう点について何か少しも具体的に誠意をもつて商工会議所あたりがその調停と言いますか、何か対策を練るあつせん役をお勤めになるお気持はないのか、また、そういうことはやつたけれども、やはり効果を得なかつた、こういうふうな事実でもあるのかどうか何つておきたいと思ひます。

○参考人(高橋重一君) 非常にむづかしい問題なんです、私の方の相談所としましては、やはり弱い業者は団体組織してボランタリ・チェーンの形か、あるいは経済事業を発売にする、つまり資金を出し合つてさういふ団体専門の金融機関に預け入れ、融資を受ける、そういうようなことをやつて

おります。そういう面であつたこの業界はサービス業關係は、ちよつと別の業界なんです、ちよつとた法律によつて団体を強化させてゆく、一方環境衛生を完備してゆくといふよりよいことがいいのではないかと思ふわけでは。

○藤田藤太郎君 問題は、長時間労働をやめるために、設備技術の研究向上といふのはできない。これはやはり需要と供給との關係になるのだが、多過ぎると見ておられるかどうか、業者は。

○参考人(高橋重一君) これはやはり業者が多いと思ひます。もう一つは、いふゆる生産關係に出さなければならぬ資金を商業面に投資してゐるのでないかといふことが考えられます。ですから、この前の小売業者振興法です、これによつてある程度営業時間を規制しようといふようなことが起つておる。それ以外に方法はないのじゃないですか。

ですが、しかも宣伝を大いにやる、そういうものもなきにしもあらず。そういうようなものをどういうよりよいふうにしてこれを防ぐかというよりよいことを、生協当事者と、小売業者当事者との間の折衝と言いますか、これは悪く言えば、今後はけんか腰になるだろう。そういうことにまかせておかないで、各地の商工会議所、あるいは日本全体としての日本商工会議所、どういふものが中心になって、何らか適当な緩和策か、打開策か、両者ともに生きていけるような方法についていろいろ対策をお練りになつてしまふべき時期じゃないかと私は思ふわけでありすが、そういうような努力はなさつたのであるかどうか。そこで念のため、午前中の八幡の長野参考人のお話を伺つて、八幡の商工会議所から日本商工会議所に陳情したけれども一片の返事もなかつた、こういうような事態がある。そこで、その点について、ふつかけて伺うわけですが、さういふことであつては、いつまでたつたて生協と小売業者が現在のごとく水と油の状態にあつたのでは、なかなかこれは話がつかない、そういう点について何か少しも具体的に誠意をもつて商工会議所あたりがその調停と言いますか、何か対策を練るあつせん役をお勤めになるお気持はないのか、また、そういうことはやつたけれども、やはり効果を得なかつた、こういうふうな事実でもあるのかどうか何つておきたいと思ひます。

○高野一夫君 だから私もそう思ふのですが、結局数がふえて過ぎてそして簡単に販売に取りつき易いので取りつくだ、人の数が多過ぎて全体が困つておるということは、今あなたもおつしやる通りです。でこれに対して、商工会議所としては、どういふ解決方法を、たとえば業者を減らすとか、共同で一つの生活の問題を考へる、そういう問題についてはお考えになつたことではないのですか。

○参考人(高橋重一君) これは業者の範囲も相当あると思つてゐます。たとえばおやじさんが勤めていて奥さんがちよつと店を開くといふより内職的な形、あるいは停年退職になつて後

の慰安だといふ意味ですかどうか

りませんが、そうしておかず代ぐらいをかせぐとか、そういうふうないわゆる困税を払っていない業者もたくさんあるわけなんです。やはりそれによつて生計を立てている業者を一応振興するといえますか、そういう考え方でございませう。

○委員長(千葉信君) それでは、参考人に対する質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

参考人の方々には、長い時間きわめて貴重な御意見をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございました。御苦労さんでございました。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時二十一分散会

五月八日本委員会に左の案件を付託された

一、公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(千葉信君外十名発議)

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律

(公共企業体等労働関係法の一部改正)

第一条 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第一号中「第百一条第三項」の下に、「第百二条」を加える。

(公職選挙法の一部改正)
第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二項第二号に掲げる者(同法第四条第一項但書に規定する者を除く)第八十九条第三項中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号まで」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

第二十八号中正誤

頁 段 行 誤 正
一一 九 労働争議 労働紛争

昭和三十三年五月十五日印刷

昭和三十三年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局